災害時要援護者への 災害対策推進のための指針 (区市町村向け)

平成25年2月改訂版

東京都福祉保健局

# 目 次

Ι		はし	٤٤	めに	_	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	1	7	<b>*</b>	書0	) E	∄	的	•		•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•				•	•	•	•		2
	2	7	<b>*</b>	書の	ΣŻ	讨	象	者	•	•	•	•	•	•	•	•					•		•	•	•	•	•				•	•		2
	3	7	<b></b> ‡₹	書の	<b>Ò</b> ‡	冓	成	•		•	•	•		-	•	•					•	•	•	•	•	•					-			3
	4	Š	Ķξ	害時	寺多	要	援	護	者	の	特	徴	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	5	[	玉	▪ 者	ß	•	区	市	町	村	•	住	民	等	の	役	割		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•		6
	6	3	Ķξ	害時	寺多	要	援	護	者	対	策	<u></u>	時	系	列	活	動	概	要	•	•		•	•	•					•	•	•		8
П		日均	頁(	の信	計え	Ž	•	•			•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•	•	•	•			•	•	1	2
	1	j	辟	難え	₹	爰	プ	ラ	ン	(	全	体	計	画	)	の	策	定	•	•	•	•	•		•		•		-		•		1	2
	2	\$	ίξ Į	害時	寺星	要	援	護	者	の	所	在	の	把	握	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•			•	•	1	2
	3	3	支	爰仁	<b>‡</b> ‡	制	の	整	備	•				•	•	•	-	-	•	•		-		-	-								1	5
	4	ŧ	也却	或住	ÈĒ	旲	に	ょ	る	支	援	体	制	づ	<	IJ	•	•	•	•						•	•		-	-	•		1	7
	5	7	<b>†</b> ∶	ラン	<del>-</del> ر	テ	イ	ア	•	Ν	Р	0	等	ع	の	連	携	•	育	成		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	6	1	固,	人情	青幸	砓	の	取	扱	い	ル	.—	ル	の	整	理	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	7	<b>†</b>	青氧	報信	Z į	主	手	段	の	整	備	•					•	•	•		•	•		•	•			•			•	•	1	9
	8	ß	方	炎Д	<u></u>	報	の	徹	底	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•			•			•	•	2	1
ç	9	防	災	訓	練	į	* 孝	女育	育(	D ヨ	実力	施		-	•	•	•	•	•	•	-	•	•	-	•	•		•	•	•	•	•	2	1
	1	0	1	生全	⋛ネ	畐	祉	施	設	の	防	災	体	制	整	備	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
	1	1	3	災害	<b>F</b> B	诗	要	援	護	者	向	け	生	活	用	品	•	食	料	等	の	準	備	•		•	•	•		•	•		2	3
	1	2	j	避業	隹戸	沂	内	の	想	定	-	•	•			•		•	•		•	•		•	•						•	•	2	3
	1	3	ţ	也区	<u> </u>	医	師	会	•	医	療	機	関	ع	の	協	力	体	制	づ	<	IJ		•	•	•	•	•		•	•	•	2	3
	1	4	J	民間	引1	企	業	ح	の	協	カ	体	制	づ	<	IJ	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
Ш		警开	戊]	宣言	Ē	発	令	時	の	対	策		•				•	•	•			•							•			•	2	6
	1	4	青	報の	D ‡	是	供																										2	6

	2		<b>;;;</b> ;	害	<b>持</b> :	要	揺	護	者	· ග	所	在	確	認																			2 6
				_	-							•																					
	3		<b>米</b> 义 .	助	• ;	迚	羝	抗	IJ	14	市.	(0)	帷	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
	4		水	• 1	食	料	•	常	備	薬	•	非	常	持	出	品	の	確	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
	5		災!	害	诗	要	援	護	者	対	策	班	の	立	ち	上	げ	準	備	•	•	•		•		•			•	•	•		2 7
IV		避	難	勧行	告	等	の	発	令						•		•		•	•							•				•		3 0
V	,	発	災	直征	後	に	お	け	る	対	策		•		•	•	•			•			•	•				•			•		3 4
	1		災:	害	诗	要	援	護	者	対	策	組	織	の	設	置					•						•			•			3 4
	2	;	救.	助	• }	避	難	誘	導																							•	3 6
	3	;	被	害	伏	況	等	の	把	握	-																						3 8
	4	,	安	否怕	青:	報		実	態	調	査	•																					3 8
	5	1	情	報(	<b>か</b>	提	供																										4 1
VI	,	発	災	数Ⅰ	日:	後	か	ら	の	対	策																						4 6
	1		生	活	支	援		介	護	サ	_	ビ	ス	の	実	施																	4 6
	2		_:	次i	辟.	難	所	(	福	祉	避	難	所	)	等	の	設	置	-	運	営	等											5 1
	3		広	域	支	援	体	制	の	整	備	•																					5 3
	4	:	相	談化	本:	制	の	整	備					•			•	•			•	•	•										5 4
	5	,	避	難化	主,	民	組	織	の	確	立																						5 5
	6		ボ	ラ:	ン.	テ	イ	ア	•	NP	0	等	ع (	の <sup>3</sup>	連	携			•	-		-	-	-		•	•			•	•		5 5
VII	;	復	興	期(	<b>か</b>	対	策	•							•			•	•		•				•		•				•		5 8
	1		<	b	し	の	復	興												•							•				•		5 8
	2		住	宅(	<b>か</b>	復	興	•							•												•				•		5 9
	3		施	設	• ;	在	宅	サ	_	ビ	ス	の	再	開							•	•			•	-							6 0
参	考	資	料	( ]	東	京	都	に	お	け	る	障	害	者	団	体	調	査	の	結	果	)	•									ı	6 4

# 都内区市町村による取組事例コラム

〇人工呼吸器使用者への支援計画策定と訓練の実施(練馬区)・・・・ 1	1 6
〇地域社協と協力して支援者を確保(武蔵野市)・・・・・・・・ 1	I 8
〇障害者団体と協力した訓練の実施 (大田区)・・・・・・・・ 2	2 2
〇発災対応型防災訓練の実施(東京消防庁世田谷消防署)・・・・・・ 2	2 7
〇要援護者全員の安否確認訓練の実施(福生市)・・・・・・・・ 3	3 6
〇まち歩きを通じた避難経路の確認(品川区)・・・・・・・・ 3	3 7
〇図上訓練を通じて地域の危機意識を醸成(東大和市)・・・・・・ 3	3 9
〇地域主導で進める支援の仕組みづくり(国立市)・・・・・・・ 4	1 9
〇二次避難所図上訓練の実施(世田谷区)・・・・・・・・・ 5	5.3

# I はじめに

# I はじめに

## 1 本書の目的

近年の大規模震災や風水害においては、死者の過半数が高齢者や障害者等をはじめとする災害時要援護者となっており、これらの人々の避難や避難後の生活に対する支援は重要な課題である。

災害時要援護者に対する災害対策は、区市町村が中心となり、防災訓練、広報誌等による啓発活動、社会福祉施設等の安全化等を行っている。

都においては、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、区市町村が災害時においても、災害時要援護者の安全を確保することを目的として、平成12年1月に「災害要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を作成し、その後、新潟県中越地震や各地で生じた風水害等の実災害を通じて把握した課題を踏まえ、平成19年6月に改訂を行い、内容の拡充を図った。

しかし、今般の東日本大震災においては、災害時要援護者の安否確認や 避難支援に当たって、個人情報の取扱いや民間事業者との連携のあり方が 課題となったほか、都内では計画停電の影響を受けて人工呼吸器使用者へ の支援の必要性が改めて浮き彫りとなった。

本書では、東日本大震災の教訓等を踏まえ平成24年11月に修正した 東京都地域防災計画の基本的考え方に沿って、区市町村がこれらの課題に 即し、災害時要援護者対策を実施するための一助となるよう、今回改訂す るものである。

改訂に当たり、下記の点を踏まえた記述とした。

- ① 東京都地域防災計画震災編・風水害編(平成24年修正)を反映するものとする。
- ② 災害対策基本法、防災基本計画(平成24年9月修正)を反映するものとする。
- ③ 前回の改訂以降に都において実施した取組を反映するものとする。

各区市町村においては、この指針や都の「東京都在宅人工呼吸器使用者 災害時支援指針」、「妊産婦・乳幼児を災害対策ガイドライン」を参考に、 その地域の実情に応じた対策マニュアル等を整備し、適切な対策を取られ るよう努めていただきたい。

## 2 本書の対象者

災害が発生した場合には、すべての被災住民が支援を必要とするが、本書でいう「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、 災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の 行動をとるのに支援を要する人である。

具体的には、ねたきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等が考えられ、被災のリスクが高い。

ただし、これらの人々に対する適切な支援があれば、災害を避け、身体 や生命の安全を確保することができる。

そこで、本書では、これらの人々を対象に、区市町村として何をすべきかを示した。

なお、外国人については、災害時に外国語による災害情報を提供することにより、適切な防災活動をとることができるので、本書の対象から除外した。

# 3 本書の構成

災害時要援護者への対策内容を発生前後の時系列に記載した。

日頃の準備としての「Ⅱ日頃の備え」、大規模地震の発生のおそれがあると判断され、警戒宣言が発せられたときの「Ⅲ警戒宣言発令時の対策」、住民の避難行動の判断基準となる「Ⅳ避難勧告等の発令」、災害が発生し、その直後における対策をまとめた「Ⅴ発災直後における対策」、災害発生後、数日目からの対策をまとめた「Ⅵ発災数日後からの対策」及びその後における復興期の対策をまとめた「Ⅶ後興期の対策」という区分にした。

また、災害時要援護者ごとの具体的な対策例を随所に示した。

# 4 災害時要援護者の特徴

災害時要援護者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要である。

#### 【災害時要援護者の主な特徴】

区分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい 主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下 し、自力での行動に支障をき たす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい 主な事項
ねたきり等の要介護 高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが 困難である。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・ リヤカー等の移動用具と支援 者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動 することが難しい。 危険情報を発信することが 困難である。	避難・誘導してくれる人を 確保しておく。 医療機関との連絡体制を確 立しておく。
視覚障害者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障害者 言語障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。 筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす(電動車いすを除 く。)・ストレッチャー・担架・ リヤカー等の移動用具と支援 者を確保しておく。 医療機器を使用している場 合は、次頁の「難病患者」「在 宅人工呼吸器使用者」の項を 参照

# I はじめに

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい 主な事項
内部障害者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動 が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器(機 器によっては電気、酸素ボン べ等が必要。)や薬、ケア用品 を携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・ リヤカー等の移動用具と支援 者を確保しておく。 外見では分からない障害で あることを周知する。 医療機関との連絡体制を確 立しておく。 薬やケア製品、電源を確保 しておく。
在宅人工呼吸器使用者(24時間使用者)	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時 使用する医療機器の予備電源 や蘇生バッグ、薬、ケア用品 などを携帯する必要がある。	車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者(4人以上)を確保しておく。 在宅療養が困難となった場合の入院先について相談しておく(「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」18頁参照)。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
知的障害者	異変・危険の認識が不十分 な場合や発災に伴って精神的 動揺が激しくなる場合があ る。	安全な場所へ誘導し、精神 的に不安定にならないように 対応できる人を確保してお く。
精神障害者	発災に伴って精神的動揺が 激しくなる場合があるが、多 くは自分で危険を判断し、行 動することができる。 普段から服用している薬を 携帯する必要がある。	精神疾患の症状は人により 様々であり、本人及び支援者 が症状等の情報を周囲に伝え られるようにしておくことが 必要である。 極力、服薬の中断を来さな いようにし、本人及び援の は服薬に関する情報(薬の名 称や服薬のタイミング等)を 知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確 立しておく。
乳幼児	危険を判断し、行動する能力はない。 4~5歳を過ぎれば自己対応能力が備わってくる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法 を習得させる。

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい 主な事項
妊産婦	行動機能が低下している が、自力で判断し、行動する ことはできる。	避難・誘導してくれる人を 確保しておく。

## 5 国・都・区市町村・住民等の役割

#### (1) 国(厚生労働省)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局その他の関係部局は、被災区市町村の実施する措置に関し、他の道府県・区市町村への協力要請、関係団体への調整等必要な対策を行う。

### (2) 都(福祉保健局)

都では、都の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、応急対策等を開始する。

災害時要援護者に対しては、都福祉保健局を中心として、総務局、警視 庁、東京消防庁等の関係機関が協力して必要な対策を講じる。

都福祉保健局は被災地内の区市町村から被災者の移送要請があった場合、被災地外の区市町村と移送先の調整を行う。また、保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、人工呼吸器使用者などの医療依存度が高い在宅療養者の支援については、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他県市等との調整に努める。

#### (3) 区市町村

災害時要援護者への対策については、福祉保健主管部と防災主管部が、 国、都、地域の町会・自治会、防災市民組織、ボランティア及びその他関 係機関と連携を図り、災害時要援護者の把握を行い、避難支援プランとし て、全体の避難計画と要援護者個々の避難計画を策定し、災害時には避難 生活を積極的に支援していく必要がある。

このような支援や発災時の防災関係機関等による救出救助が迅速になされるよう態勢を強化するためには、区市町村による公助だけでは限界があるため、区市町村は、住民自身が自分の身は自分で守る自助の心構えを持つよう啓発に努めるとともに、日頃から住民・関係団体等と協力・連携し、共助の関係を作っておく。

ただし、人工呼吸器使用者などの医療依存度が高い在宅療養者について

#### I はじめに

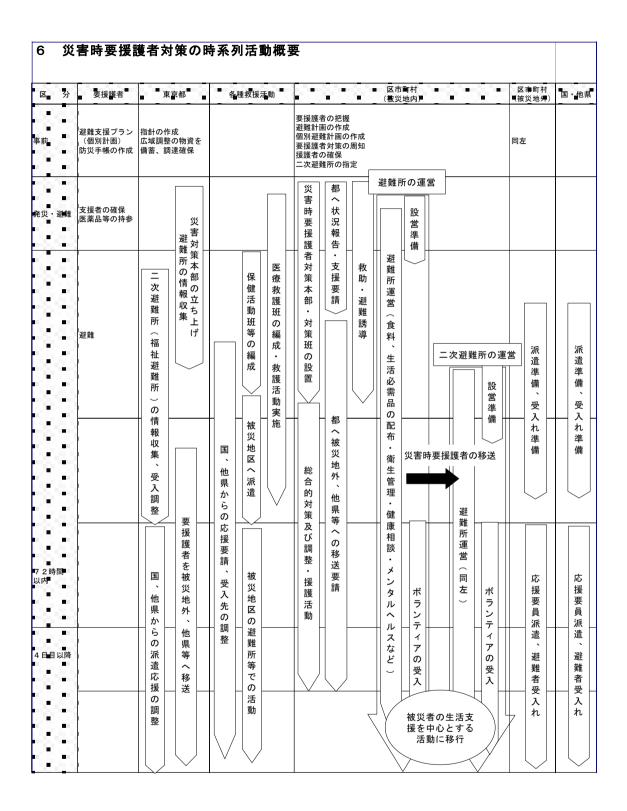
は、通常の避難や避難所での生活が困難な場合が想定される。

地域によって、高潮、火災、川の氾濫、土砂崩れなどの災害が予想される場合には避難を前提とした対策が必要であるが、それ以外の場合は状況に応じて在宅で災害を乗り切るための支援を含めた計画も必要である(「東京都人工呼吸器使用者災害時支援指針」(東京都福祉保健局作成:平成24年3月作成)参照)。

#### (4) 住民

災害発生直後の救出・救護から避難については、地域住民の助け合いのもと、迅速に対応することが必要である。

なお、住民は、防災市民組織、町会・自治会、各種福祉団体、ボランティア等の活動にできるだけ協力するとともに、自らその一員となって、積極的に取り組むことが望まれる。



## 1 避難支援プラン(全体計画)の策定

災害時要援護者対策に取り組むに当たっては、災害時要援護者対策に係る全体的な考え方を盛り込んだ「避難支援プラン(全体計画)」を策定し、 災害時要援護者の範囲や、自助・共助・公助の役割分担、支援体制といった方針を明確化しておく必要がある。

具体的には、国の「避難支援プラン全体計画のモデル計画(平成20年2月)を参考にしながら、避難支援プラン策定の枠組みを庁内連絡会議等での検討や、防災対策のノウハウを有する民間のコンサルティング会社への委託を行うなどの手法が考えられる。

また計画の細部の検討に当たっては、区市町村内で取組の進んでいる地域の事例や意見を組み入れるなど、地域の実態に合った計画となるような工夫が必要である。

# 2 災害時要援護者の所在の把握

災害発生後、その所在及び安否を確認し、適切な支援を迅速に行っていくために、日頃から、高齢者、障害者等の所在その他の状況を把握しておく。

#### (1) 把握の方法

主な手法としては、以下の3つが挙げられる。

- 関係機関共有方式・・・個人情報保護条例において、事務に必要な限度で、かつ相当な理由があると認められるときに保有個人情報の目的外利用・提供ができる旨の規定が整備されていれば、これを活用して、災害時要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等の間で行政の福祉関係部局等が保有する情報を共有する方式
- 同意方式・・・災害時要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報 を収集する方式
- 手上げ方式・・・災害時要援護者登録制度について、広報・周知 した後、自ら名簿等への登録を希望した方の情報を収集する方式 それぞれの方式の詳細は、以下のとおり。

#### ア 関係機関共有方式

行政が把握している個人情報については、それぞれ区市町村で個人情報保護条例等により保護されているが、東京都では東京都個人情報の保護に関する条例第10条第2項6号の「同一実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、

利用することに相当な理由があると認められるとき。」の規定により、住民の生命の安全上必要な情報については、個人情報を同一実施機関内で共有することが可能と解釈している。

区市町村においても、各自治体が制定している個人情報保護条例を適切に運用することで実施機関内部での情報共有が可能な場合には、防災部門や福祉部門などの部門間で災害時要援護者に係る情報を共有することで関係機関共有方式で災害時要援護者名簿を作成することができる。

例えば、介護保険における要介護度や自立支援給付における障害程度 区分が一定程度以上の者等について、福祉施策の一環として、直接的に 働きかけ、必要な情報を収集する。

### 【行政内部で把握している情報の種類】

#### ◇高齢者

介護認定台帳、住民基本台帳、高齢者実態調査、在宅福祉サービス利用 者名簿、一人暮らし高齢者名簿等

#### ◇身体障害者

身体障害者手帳交付台帳、手話通訳者リスト、ガイドヘルパーリスト、 障害者団体加入者名簿、補装具・日常生活用具利用者名簿等、障害程度区 分認定記録

#### ◇知的障害者

愛の手帳交付台帳、緊急一時保護登録台帳、介護人派遣申請書等

◇精神隨害者

精神障害者保健福祉手帳等、自立支援医療受給者証

◇難病患者

受理兼整理簿、難病福祉手当受給者名簿、在宅難病患者医療機器貸与者名簿(多摩、島しょ地域は保健所が保有)等

#### ◇人工呼吸器使用者

- ·身体障害者手帳交付台帳等身体障害者関連資料(前述参照)
- 難病医療費助成申請書兼同意書 (「病状報告書」の「医療措置(人工呼吸器)」欄)
- 人工呼吸器が想定される疾病の臨床調査個人票 (「運動機能等障害等」欄)
- ・介護保険関連資料(要介護認定・各種在宅サービスの利用相談)
- ・重症心身障害児の療養医療申請書等申請、健診・相談等資料
- ・ 医療機関からの人工呼吸器装着の情報提供(患者同意あり)
- ◇妊産婦・乳幼児

母子手帳等、住民基本台帳

イ 同意方式(ア)町会、自治会等を単位に地域説明会を開催し、区市町村職員が出席して災害時に支援が必要な希望者を募集する。

- (イ)区市町村や関係機関が行う生活実態調査等や、地域包括支援センター、 保健所、保健センター、訪問看護ステーション、民生・児童委員等の活動 を通じて把握した災害時要援護者の実態等について、日頃から名簿を整備 するなどして、災害時の援護対策資料として活用する。
- (ウ) 調査方法として、高齢者の実態調査、対象者の全戸調査の実施等が考えられる。

ウ 手上げ方式災害時要援護者が自己の情報を知っておいてもらいたい場合 には、自身の選択により自己申告してもらう方法が考えられる。

高齢者や障害者等で災害時に支援を希望する者を把握するため、自己申告のあった者を災害時要援護者として名簿に登録しておき、災害時の資料とする。

この場合、周知方法(どのように呼びかけるか)が課題となる。

#### 【周知方法(例)】

老人クラブ連合会や障害者団体等高齢者、障害者等が加入・参加している組織を通じて直接呼びかける方法や、高齢者、障害者等と日頃から接触のある福祉事務所、老人福祉施設、障害者福祉施設等の職員の協力を得ながら呼びかける方法等がある。

また、このような組織や施設に加入あるいは利用していない在宅者等に対しては、日頃から接触のある民生・児童委員、知的障害者相談員、身体障害者相談員、保健師、訪問看護師等の協力を得ながら周知していくことが考えられる。

なお、同意方式や手上げ方式は支援者を確実に抽出できる一方で、支援対象の要援護者の網羅的な把握が不十分となるなど、上記ア~ウの3つの方式はそれぞれに長所と短所があるため、その特徴を踏まえて複数の方式を使い分けることで、効率的な災害時要援護者の把握が可能となる。

#### (2) 把握の際の留意事項

情報の収集に当たっては、個人情報を取り扱うことから、区市町村が、 収集した情報をどのように活用していくかを明確にし、高齢者、障害者 等の本人やその家族等の理解と同意を得て、町会、自治会等の地域住民

や民生・児童委員等の協力のもとに行う。また、誓約書等で守秘義務を 確保することが重要である。

#### (3) 要援護者マップの作成

要援護者の所在地をマッピングする。支援者など関係者の所在地をハザードマップ上にマッピングしておくと災害時に支援できるかどうか等、判断の目安になる。

#### (4)情報の管理

収集した情報は、区市町村が管理するとともに、地元の警察署・消防 署職員、町会、自治会等の地域住民、民生・児童委員等で共有すること が望ましい。

災害発生後、迅速にその情報を活用できるよう体制を整備しておく。 また、定期的に調査を行い、常に新しい情報を管理しておく。

## 3 支援体制の整備

#### (1)避難支援プラン(個別計画)の作成

ア 発災時に冷静な行動をとるためには、あらかじめ災害時要援護者一人 ひとりの状況を踏まえ、個別計画を作成しておく必要がある。

作成は、支援者などの関係者や災害時要援護者本人・家族も参加して行い、発災時における災害時要援護者への医療的ケア・福祉的ケアの内容や、本人・家族、地域の支援者や行政がどのような役割分担で避難誘導や安否確認などを行うか明確にし、避難体制を確立しておく。

なお、人工呼吸器使用者などの医療依存度が高い在宅療養者については、通常の避難や避難所での生活が困難な場合が想定されるため、状況に応じて在宅で災害を乗り切るための支援を含めた計画とする必要がある。こうした災害時要援護者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」に示されている「個別支援計画」を参考に、より詳細な個別計画の作り込みが求められる。

また、災害時要援護者の状態は常に変化することを前提に、避難支援 プランを定期的に見直すことが大切である。

## (2) 災害時要援護者対策班 (P34参照)の組織化

ア 区市町村は、日頃から、発災した場合を想定し、発災直後の職員の確保が困難なことや、通信の断絶により行政機能が低下することを考慮に入れ、職員参集の初動体制や代替庁舎の確保体制、応急救助の実施体制、情報の収集・提供体制等を確立しておく。災害時要援護者一人ひとりに支援者を定めるとともに、支援者が不在時等の応援、確認方法を決めておく必要がある。こうした体制の構築に当たっては、関係機関等と協力

## 人工呼吸器使用者への支援計画策定と訓練の実施(練馬区)

練馬区では、在宅人工呼吸器使用者の災害に備えるため、「災害時個別 支援計画」の作成を行っています。

事業の実施に当たっては、保健相談所の保健師が準備をした上で、訪問看護ステーションに委託して計画を作成します。日常の医療ケアを担い、患者の状況を把握している訪問看護ステーションが、災害時の医療機器使用についての指導も含め計画を作成することで、内容の具体性を高めています。区は、計画の実効性を高めるために、訓練や関係機関調整などを行います。

平成24年9月には、在宅人工呼吸器使用者本人の参加を得て、マンションの4階から布担架で搬送する訓練を実施し、計画の検証を行いました。訓練を通じて、布担架を使った搬送には4人から6人の人員が必要であること、医療機器の扱いに慣れた人が搬送を指揮する必要があること等が確認できました。

#### して取り組む。

- イ 災害の規模、曜日及び時間帯によっては、交通の遮断、職員やその家 族の負傷等により規定計画上の応急体制に影響が生じることも想定され る。これらの場合にも備え、臨機に対応できる体制を整備しておく。
- ウ 区市町村による応急救助活動が行われるまでに、一定の時間を要する ことは避けられない。

このため、あらかじめ地区別に組織化した防災市民組織を通じ、 地域住民が相互に協力し合って対応できるよう支援する。また、組織化 されていない地区にあっては、区市町村が積極的に指導し、組織化を図 る。

日頃から、広報活動を通じ、住民に区市町村の防災体制を周知してお く。

#### (3) 地域における支援体制の確立

民生・児童委員等は、区市町村の災害救助業務への協力、地域における災害時要援護者の状況把握と支援活動、地域における支援活動のネットワークづくりへの支援等に取り組む。

#### (4) 介護サービス事業者との協力体制の構築

高齢者等の在宅の災害時要援護者に対する介護は、その多くが介護サービス事業者から提供されており、避難活動に際しては介護サービス事業者の協力が効果的である。したがって、区市町村と介護サービス事業者団体との協力体制について検討しておく必要がある。

(5) 社会福祉施設等への二次避難所(福祉避難所)の指定

一般の避難所は学校や公民館等が用いられ、トイレへの移動、階段の昇り降り、室内の照明度等必ずしも災害時要援護者に配慮したものとはなっていないことが多い。

また、常時、支援の必要な者については、災害時に一般の避難所での生活が困難なことも予想される。

このため、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて災害時要援護者の特性を踏まえたバリアフリーを備えた社会福祉施設等を活用することが求められ、あらかじめ、二次避難所(福祉避難所)として指定しておく。区市町村はその指定に当たり、災害時要援護者の受入れや施設職員の配置等について社会福祉施設等と協議を行い、施設種別に応じた受入可能人数を確認しておく。

# 4 地域住民による支援体制づくり

- (1) 初動行動として何より頼りになるのは、地域住民であり地域である。 発災時、災害時要援護者が避難するには、家族のほか、地域住民の協力が必要であり、災害時要援護者とその家族に対して、日頃から、町会、 自治会等の地域社会と交流を図り、共助意識を育んでおいてもらう。障 害者団体に障害特性を知ってもらう活動に協力してもらうことも考え られる。
- (2)災害時要援護者自身からも、発災時における避難等での助力を、町会、自治会、民生・児童委員等に積極的に依頼しておくよう働きかける。
- (3) 町会、自治会等の地域関係団体以外の、趣味のサークルやボランティア団体の活動に対しても、災害時要援護者対策への協力を依頼し、支援団体として登録してもらう。
- (4) 災害時要援護者に対する地域でのバックアップ体制づくりのため、地域住民の役割やルールを確立するための場を設定する。
- (5) 防災市民組織では、災害時要援護者の支援のため、担架やおぶいひも 等の搬送用器材等を用意しておくように指導する。
- (6)「防災だより」の発行等広報活動を通じて、地域住民による支援体制づくりの支援を行う。
- (7) 平常時から高齢者等の見守りを行う制度がある場合には、見守りの対象者を災害時要援護者名簿へ反映したり、見守り担当者に災害時の支援への協力を依頼するなど、災害時要援護者対策との連動を図る。

# 5 ボランティア・NPO等との連携・育成

(1) ボランティアやNPO (民間非営利団体)等の市民活動は、災害時に おいて大きな役割を果たすものと期待される。

# 地域社協と協力して支援者を確保(武蔵野市)

全市的にネットワークされた自治会や町内会がない武蔵野市では、武蔵野市民社会福祉協議会の呼びかけにより、地域住民の助け合いネットワークづくりのために地域社協(福祉の会)と呼ばれる住民組織が市内13地区に設置されています。

武蔵野市では、避難支援プラン(個別計画)の策定に当たって必要となる支援者の割り当てを、この地域社協と協力して実施しています。

取組に当たっては、関係機関共有方式と独自の同意方式(名簿への登録が不要な方のみが市へ回答する方式)により作成した名簿をもとに、地域社協が近隣住民やボランティア等へ協力を依頼し、要援護者1人に対して支援者を2人以上手配することを基本として実施しています。

当初は一部の地区をモデル地区に設定し実施していましたが、順次対象となる地区を拡大し、現在では市全域を実施地区として個別計画を策定し、地域社協による安否確認訓練や支援者説明会、支援者グッズの配布などを実施しています。

そこで、東京ボランティア・市民活動センターや地域のボランティアセンター等との連携を整え、ボランティア活動が円滑に行われる環境の整備に努める。

- (2) 既存のボランティアグループに、災害時要援護者に対する支援体制づくりを呼びかける。あわせて、地域住民による支援体制づくりへの協力をボランティアに要請する。
- (3) 社会福祉協議会や地域のボランティアセンター等と連携し、地域住民 に対するボランティア活動について普及・啓発を促す。

# 6 個人情報の取扱いルールの整理

個人情報保護法制の体系上、区市町村が保有する個人情報については、個々の区市町村が制定する個人情報の保護に関する条例に従って取扱いを判断することとなる。災害時要援護者に関する情報を災害対策に有効活用するためには、関係者間で必要な情報をどう共有化するかについて、ルールの整理が求められる。

#### (1) 平常時における取扱いの整理

関係機関共有方式による行政内部での情報共有については、すでに「災害時要援護者の所在の把握 (P. 10)」において示したとおりだが、東京消防庁や自治会、地元消防団などの外部の関係機関・関係団体との間でも、支援に必要な情報の共有化が必要である。

外部との情報共有に当たっては、保有個人情報の目的外利用・第三者

提供のための個人情報保護条例の規定の解釈・運用について、必要に応じ内閣府が発行している「災害時要援護者対策の進め方について」に示された運用例を参照しながら検討し、共有する関係団体や提供する情報の範囲など必要なルールを定めておく。

また、自治会や地元消防団等に対し情報提供を行う際には、個人情報の適切な管理について取扱いを定めた上で、協定や誓約書等を取り交わすなど、守秘義務の担保に努める。

#### (2) 災害時における取扱いの整理

災害発生時に、当事者団体やボランティア団体、NPO法人等の民間 団体から安否確認等の支援の申し出があった場合、支援の受入れのため には要援護者に係る情報の提供が必要となる。

こうした事態を想定し、災害時に速やかな判断が出来るよう、災害時の個人情報の第三者提供について個人情報の保護に関する条例の例外規定も考慮の上で、取扱いを定めておく。

# 7 情報伝達手段の整備

#### (1) ハード面の整備

- ア 災害時には、電話等の通信手段の寸断、防災通信回線のマヒ、被災による職員参集不足等により通信に支障が生じる。このため、災害時の情報収集・連絡が円滑に行われるよう防災行政無線・緊急回線・アマチュア無線・インターネットの活用等多様な通信手段を確保しておく。
- イ 災害時において頼りとなる情報源は、テレビやラジオが圧倒的である。 災害状況、避難情報、救援物資の状況等の災害情報の提供体制を整備し ておく。
- ウ 災害時要援護者には災害時に情報がなかなか伝達されにくい。災害用 伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスを活用 するほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等工夫を図 る。

#### (2) ソフト面の整備

ア 日頃から、災害時要援護者自身も、緊急時に情報を知らせてもらえる 人、安否を確認してくれる人等情報を得る手段を確保しておくよう周知 する。

イ 知的障害者など自分の意思を伝えにくい方が周囲に支援を求める際の ツールとして、ヘルプカードの作成を検討する。

#### 【対象者別対応例】

※ 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために、ヘルプマークを準備しておく。

#### ◇高齢者

ねたきり等の要介護高齢者や認知症の人については、家族が留守の場合の緊急情報の入手方法を決めておく。

#### ◇視覚障害者

携帯ラジオを準備しておく。周りの状況を知らせてくれる人を確保しておく。

#### ◇聴覚隨害者

災害時の連絡に必要な行政機関、病院、障害者団体等のファックス番号を確認しておく。手話通訳や要約筆記のできる人を確保しておく。筆記用具、書き消しが簡単な筆談用具、文字情報が受信できる携帯電話、インターネット、テレビ字幕付放送、電話リレーサービスを準備しておく。

#### ◇言語障害者

支援を受けるときのために備え、緊急連絡カード(「現在、どういう状況か教えてください。」等の必要事項を記載したカード)を作成しておく。

#### ◇肢体不自由者

緊急時の支援者を確保しておく。

#### ◇精神障害者

緊急時に備え、かかりつけの医療機関、服用している薬品名、量等を記入したものを用意しておく。

#### ◇内部障害者

かかりつけの医療機関、訪問看護ステーション、服用している薬品名、 量等を記入したものを用意しておく。

人工透析を受けている人は、かかりつけ医以外の医療機関への連絡方法を記入したものを用意しておく。在宅酸素療法をしている人は酸素供給業者、経管栄養を摂取している人は調剤薬局、ストマを装着している人はストマ装置の業者や販売店等の連絡先を確認しておく。

#### ◇知的障害者

家族等の支援者が緊急時の対応について話し合っておく。

#### ◇難病患者

吸引器などの医療機器を使用している人は医療機関、医療機器業者、訪

問看護ステーション、保健所の連絡方法を確認し、個別の災害発生時の対応方法を決めておく。特殊な治療、投薬を受けている人は、治療内容を控えておく。

#### ◇人工呼吸器使用者

適切な支援を継続できるよう、これまでの経過や人工呼吸器の設定、コミュニケーション方法などを整理し、災害時個別支援計画の「緊急時の医療情報連絡票」(「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」58頁参照)に記載しておく。

#### ◇乳幼児

保育機関に子供を預けている場合は、保育機関と災害時の連絡・引渡し 方法を確認しておく。

また、母子健康手帳を携帯する。

#### ◇妊産婦

体調に応じて、緊急時の支援者を確保しておく。

また、母子健康手帳を携帯する。マタニティマークを携帯しておく。

## 8 防災広報の徹底

#### (1) 避難場所・避難所・避難経路等の周知徹底

いざという時に落ち着いて避難ができるよう、災害に際しての指定避難場所・避難所を広報誌等を通じて周知する。

あらかじめ指定した避難場所・避難所について、どの地区の住民がどの場所に避難するか、一覧表を配布するなどして周知の徹底を図る。また個人別の避難計画を連携して作成していくことが必要である。

#### (2) 災害時要援護者への周知

ア 災害時要援護者に対する各自、各家庭での防災対策を充実させるため、 防災に関する広報を徹底する。

その際、点字や録音、音声コード、イラスト等を用いたり、漢字には ルビをふるなど、分かりやすい広報を行う。

- イ 発災後の避難所や福祉事務所、社会福祉施設等における相談体制、保 健所や医療機関における医療供給体制・相談体制を周知する。
- ウ 災害時要援護者一人ひとりの精神上・身体上の状況に応じた避難方法、 救助の求め方などについて相談に応じる窓口を開設する。

#### (3) 社会福祉施設等との連絡体制の整備

社会福祉施設等には、自力で避難することが困難な利用者が多数生活しているので、的確な災害情報や避難情報等を提供する体制を整備し、

施設側が的確な避難行動を行えるよう支援する。

# 9 防災訓練・教育の実施

(1) 地域住民に対し、災害時要援護者の支援に関する知識や情報を周知する。

地域住民、防災市民組織、地元の警察署・消防署・医療機関・障害者団体(又は関係団体)等と災害時要援護者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供する。

- (2)防災訓練に災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するようにする。
- (3)社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や防災市民組織等が参加し、また、相互応援協定を締結するなど、地域協力体制づくりを行うよう指導する。
- (4) 区市町村が設ける災害時要援護者対策本部 (P34参照) の設置や運 営等について訓練を行う。
- (5)人工呼吸器使用者については、発災時を想定した訓練により、災害時 個別支援計画に基づいた行動ができるか、人工呼吸器使用者・家族及び 関係機関で確認し、計画の妥当性を検証しておく(「東京都人工呼吸器使 用者災害時支援指針」参照)。

# 10 社会福祉施設等の防災体制整備

社会福祉施設等には多くの利用者がおり、災害時には、自ら施設の被害 を最小限に止め、利用者の安全確保に努めることとなっている。

また、二次避難所(福祉避難所)に指定された場合は、災害時要援護者の受入場所として、役割を果たすこととなる。

# 障害者団体と協力した訓練の実施(大田区)

大田区では、区の総合防災訓練において、大田区自立支援協議会と協力し、障害者避難支援訓練を実施しました。

中学生や地域住民が参加したこの訓練では、避難支援訓練のほか、障害者との交流を行う時間や障害者家族から様々な障害に関する話をしてもらう時間を設けることで、障害者の避難支援を行う際の注意点や、外見では分かりづらい内部障害への理解などを参加者にわかりやすく伝えることができました。

また、訓練の中では自治会・町会の参加者に福祉避難所の指定を受けている施設の紹介を行い、福祉避難所の施設・活用要領への理解を深めてもらうことができました。

そこで、社会福祉施設等では、日頃から、生活必需品の確保、職員の体制整備及び正確な情報の収集や把握に努め、研修や訓練を通じて、施設職員が適切な対応をとることが必要である。

また、施設の耐震診断を受け、施設設備の補強や改築をし、内装、設備及び備品について、倒壊、破壊及び飛散が起こらないようにするとともに消火設備、警報設備及び避難設備の点検、電気器具やその他の危険物の適切な管理並びに居室の家具などについて安全点検を定期的に実施することも求められている。

社会福祉施設等と協定等を締結し、二次避難所(福祉避難所)となるように、積極的に働きかける必要がある。

## 11 災害時要援護者向け生活用品・食料等の準備

日頃から、災害時要援護者の当面の避難生活に対応できるように災害時要援護者の特性に応じた生活用品や食料等を関連施設に備蓄しておくとともに物資の調達体制を整備しておく。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを 踏まえ、災害時要援護者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

また、人工呼吸器などの医療機器を使用する要援護者は、電源確保が生命維持に直結するため、医療機器に対応可能な自家発電装置や燃料確保の方法などを整備しておく必要がある(「東京都人工呼吸器使用者災害時支援指針」参照)。

## 12 避難所内の想定

災害時要援護者に配慮した、各避難所内のレイアウトを作っておく。

# 13 地区医師会・医療機関との協力体制づくり

災害発生後の医療体制について、事前に地区医師会、医療機関等との協力体制を作っておく。

# 14 民間企業との協力体制づくり

災害発生後の薬やケア用品等の供給体制について、事前に民間企業との協力体制を作っておく。

Ⅲ 警戒宣言発令時等の対策

# Ⅲ 警戒宣言発令時の対策

大規模地震の発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣は「警戒宣言」を発し、国民や防災関係機関に警戒を呼びかけることになっている。

警戒宣言が出された場合には、テレビやラジオで放送される。また、区市町村の無線放送、広報車、パトカー、消防車等による放送・サイレン等で知らせることになっている。

## 1 情報の提供

- (1) 自らでは情報の入手が困難な災害時要援護者に対して、区市町村、町会、自治会、民生・児童委員、地域住民等で既に設けておいた情報提供体制を機能させ、災害時要援護者名簿等を参考に「警戒宣言」の発令を知らせるようにする。
- (2) 戸別訪問により避難準備の呼びかけを行う。
- (3) 対象者別の避難の必需品を手元に用意して、いつでも持ち出せるようにしておいてもらう。
- (4) 家具、設備、備品等について、災害時に倒壊、破壊及び飛散が起きないよう再確認をしてもらう。さらに、避難器具の点検や危険物の警戒を呼びかける。

# 2 災害時要援護者の所在確認

- (1)災害時要援護者の名簿や居住マップ等を用意し、地域の防災市民組織、 町会、自治会、民生委員協議会、支援団体等に協力を求め、対象者の住 所変更の有無、身体状況、家族や近隣の支援体制状況等の調査・確認を 実施し、発災時に備える。集約した情報は、区市町村と実際に支援する 地域の支援者とが共有する。
- (2) 災害時要援護者を把握している部署では、関係行政機関や民生・児童委員等の協力を得ながら、その所在の確認に努める。
- (3) 発災時に支援を希望する災害時要援護者と、避難誘導の支援の必要性の有無を確認しておく。

## 3 救助・避難協力体制の確認

- (1) 災害時の災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者との 連絡・協力体制を確認し、整備する。
- (2) 救助・避難・火災対策等のため、地域住民の協力体制を整え、その対応に備える。

地域住民に対して、災害時要援護者に異常があったときには、医療機 関や家族に緊急連絡を行うよう、協力を依頼しておく。

(3) 避難に備えて、ホームヘルパー等人材の派遣体制を確認する。

# 4 水・食料・常備薬・非常持出品の確認

水、食料、常時使用している医療用品・ケア用品、常備薬及び非常持 出品の準備や確保の呼びかけを行う。

# 5 災害時要援護者対策班 (P26参照) の立ち上げ準備

災害時要援護者対策班の構成員の選定等を行う。

# 発災対応型防災訓練の実施(東京消防庁世田谷消防署)

東京消防庁世田谷消防署では、実践的な防災訓練の手法である「発災対応型防災訓練」を通じて、災害時要援護者対策を進めています。「発災対応型防災訓練」とは、町会内を会場に、各所で発生する模擬災害に対して、訓練参加者が初期消火や救出救助等の対応を行うもので、この訓練の一環として、災害時要援護者の安否確認の訓練や、人形を使用した搬送体験の訓練を実施しました。

安否確認の訓練には、地域包括支援センター職員、民生委員及び住民が参加し、要援護者の安否が確認できた場合は、シールを要者宅に貼るようにするなど、住民との意見交換のもと、効率的な対応要領を消防署から指導しています。

IV 避難勧告等の発令

# Ⅳ 避難勧告等の発令

自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかについて、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等発令の判断基準を整理しておく必要がある。

三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難情報)	災害時要援護者等の避難行動 に時間を要する者が避難行動 を開始しなければならない段 階であり、人的被害の発生す る可能性が高まった状況	<ul> <li>災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が 避難行動を開始しなければな らない段階であり、人的被害 の発生する可能性が明らかに 高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等 への避難行動を開始
避難指示	<ul> <li>前兆現象の発生や現在の 切迫した状況から、人的被 害の発生する危険性が非 常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特 性等から人的被害の発生 する危険性が高いと判断 された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul><li>・避難勧告等の発令後で 避難中の住民は、確実な 避難行動を直ちに完了</li><li>・未だ避難していない対 象住民は、直ちに避難行 動に移るとともに、その いとまがない場合は生 命を守る最低限の行動</li></ul>

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された 避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に 応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

V 発災直後における対策

# V 発災直後における対策

### 1 災害時要援護者対策組織の設置

(1) 災害時要援護者対策本部(災害時要援護者対策課)の設置

#### ア目的

災害時要援護者の安全を確保し、発災後の生活を支援するために必要な総合的対策及び調整を行うため、区市町村の災害対策本部内に設置する。

#### イ 業務

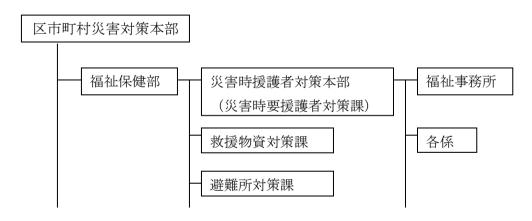
災害時要援護者対策本部(災害時要援護者対策課)は、福祉事務所のケースワーカー、民生・児童委員、防災市民組織、社会福祉施設等職員 及びその他関係機関の職員と協力して、次の業務を行う。

- (ア) 災害時要援護者の安否確認及び実態調査の一元的な指示及び情報の集 約に関すること。
- (イ) 災害時要援護者のニーズの把握に関すること。
- (ウ) 災害時要援護者への福祉サービス等の提供のための対策及び調整に関すること。
- (エ) 災害時要援護者対策に関する情報の収集・提供に関すること。
- (オ) その他災害時要援護者の対応に関すること。

#### ウ組織

区市町村災害対策本部の福祉保健主管部等に設置する。

#### (例)



#### (2) 災害時要援護者対策班の設置

#### ア目的

災害時要援護者の避難所や在宅におけるニーズを現場において的確に把握し、生活上の各種相談に応じるとともに生活支援等の福祉的対策を講じるため、関係者によるチームを編成し、支援活動を行う。

その際に災害時要援護者が同性に相談・対応できる仕組みをつくる。

#### V 発災直後における対策

#### イ 具体的活動内容

- (ア) 災害時要援護者への相談及び応急的なケア
- (イ) 災害時要援護者の安否確認・実態調査・ニーズの把握
- (ウ) 災害時要援護者対策本部(災害時要援護者対策課)への状況報告
- (エ) 災害時要援護者への福祉サービス等の提供のための措置依頼

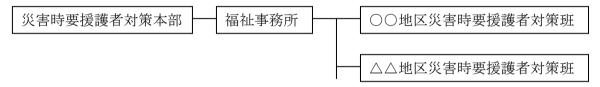
#### ウ組織

福祉事務所のケースワーカー (特別区及び市部の場合) や民生・児童委員等が中心となって班を構成する。

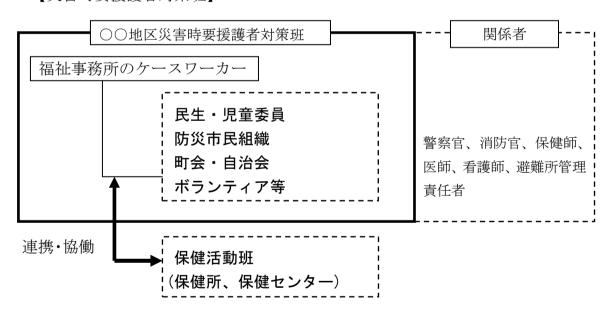
複数の班を編成し、一町会又は一避難所程度の範囲の担当地区を定めて、きめ細かな対応を行う。

班の構成員は、活動内容や活動時期等に応じて適時変更する。

#### (例・特別区及び市部の場合)



#### 【災害時要援護者対策班】



※保健活動班・・・避難所等で巡回健康相談等を行う保健師・管理栄養士その 他必要な職種からなる専門活動班のこと。

# 要援護者全員の安否確認訓練の実施(福生市)

福生市では、氏の総合防災訓練に合わせ、市に登録されている要援護者全員の安否確認訓練を実施しています。

この訓練では、区域内の要援護者の所在地を把握するために、自主防災組織、民生委員、市消防団が総合防災訓練実施前の1週間程度の期間で登録者全員を訪問します。さらに、総合防災訓練当日には、訪問・確認が行えた要援護者の帳票・訪問数を、避難所担当の市職員へ提出してもらうことで、発災時の流れを実践的に確認してもらっています。

# 2 救助・避難誘導

#### (1) 安全の確保

発災直後の災害時要援護者の救出及び避難誘導は、地域における住民の 手によるほか方法はない。行政が機能するまでの間は、地域住民の協力に より、生き埋めになっている者やけが人の救出等に迅速、的確に対応する ことが求められる。

民生・児童委員、自治会、防災市民組織等が、あらかじめ備えておいた 対象者名簿に基づき、高齢者、障害者等を救出し、避難所等に避難誘導す る。

(2) 救助・避難誘導の体制(地域ごとに様々な工夫)

#### 【A区の例】

A 区では、災害時要援護者の避難救助体制を「おんぶ作戦」と名づけ防 災区民組織(町会・自治会)単位で、整備を進めている。

「おんぶ作戦」とは、隣近所の人々が自力で避難することの困難な人々をおんぶして、避難しようとするもので、支援者を避難対象者ごとに、あらかじめ決めておくことが特徴である。

#### (3) 救助・避難の際の留意事項

障害者等を救出・避難誘導するときには、次のようなことに留意する。

#### ◇視覚障害者

白杖等を確保するとともに、誘導方法について本人に確認し、地域住民の協力も得ながら救助・誘導者を派遣する。

#### ◇ 聴覚障害者・言語障害者

筆談や手話によって、避難場所や避難所の位置を伝えるので、筆記用 具、書き消しが簡単な筆談用具等をあらかじめ準備する。

#### ◇肢体不自由者

自力歩行が困難な者には、車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー・階段避難器具等の移動用具の確保、通行路の早期復旧、移動支援者の派遣等を行う。

#### ◇内部障害者·難病患者

常時使用する医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベ等が必要。) を確保するとともに、自力歩行が困難な者には、車いす(電動車いすを除く。)・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具を提供する。

#### ◇人工呼吸器使用者

医療機器対応の自家発電装置のある場所(公共施設・病院)へ避難する。 常時使用する医療機器やその電源を確保するとともに、移動用具や搬送 手段を提供する。移送には4人以上が必要なため、移送支援者も確保して おく必要がある。(災害時個別支援計画に沿った行動をする。)

(「東京都人工呼吸器使用者災害時支援指針」参照)。

#### ◇知的障害者

分かりやすい言葉で避難場所や避難所の位置を伝える。理解できないときには、地域住民の協力も得ながら、手を引くなどして誘導する。 興奮状態に陥ったときには、かかえて移動することも考えられる。

#### ◇精神障害者

避難場所や避難所の位置を伝えるとともに、地域住民の協力も得ながら、必要に応じて誘導する。

# まち歩きを通じた避難経路の確認(品川区)

品川区が災害時要援護者対策の一環として実施している「災害時要援護者避難誘導ワークショップ」では、町会・自治会等を対象に、①災害時要援護者の避難ルートの検討、②設定した避難ルートに沿ったまち歩き、③まち歩きの振り返りを行うことで、各町会・自治会の方が自主的に災害時要援護者の支援体制や支援方法などを考える体制作りを支援しています。

### 3 被害状況等の把握

災害時における被害状況の把握、応急救助を迅速、効果的に実施する上で、 また、災害の規模を予測する上で不可欠である。

そのため、区市町村は、被災者生活実態調査を実施するとともに、被害状況を迅速に把握する。

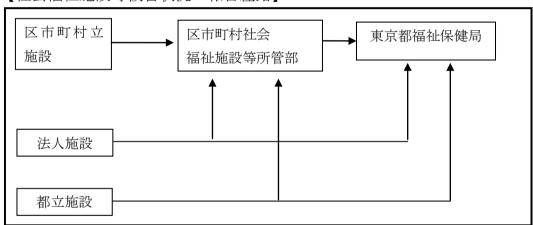
#### (1) 災害時要援護者対策班からの集約

災害時要援護者対策班の活動及び関係行政機関を通じて被害状況を把握するとともに、民生・児童委員や地域住民等から、各地域ごとの災害時要援護者の被害状況を速やかに把握するようにする。

#### (2) 社会福祉施設等からの集約

社会福祉施設等関係の被害状況を把握するため、情報を速やかに収集する。

#### 【社会福祉施設等被害状況の報告経路】



# 4 安否情報·実態調査

#### (1) 趣旨

災害時要援護者は、避難所に避難したとしても、一般の避難住民よりは避難所生活に支障を来たす例が多い。また、要介護高齢者や肢体不自由者などは、住宅改修や福祉用具等を導入しており、家屋破壊や火事などにならない限り、自宅に止まることが考えられ、身体や生命に危険が及ぶおそれがある。

このため、被災直後に生命の安全を確認する(前記「2 救助・避難誘導」) ほか、継続的に安否を確認し、的確な助言を行うとともに、災害時要援護 者のニーズを把握し、必要な福祉サービス等を提供するための実態調査を 行う。

#### V 発災直後における対策

#### (2) 実施機関

災害時要援護者対策班が中心となり、関係機関と連携を図りつつ行う。 できる限り早期に災害時要援護者対策班を立ち上げ、ローラー作戦を展開 していく。

#### (3) 実施方法

- ア あらかじめ作成した災害時要援護者名簿等を活用する。
- イ 災害時要援護者対策班ごとに担当地区と役割分担を決めて行う。
- ウ ボランティア団体等の協力を得て、迅速かつ継続的に安否確認及び実態 の把握を行う。
- エ 安否確認及び実態調査を避難所において行う場合には災害時要援護者対 策班との連携を密にする。
- オ 避難所においては、避難している災害時要援護者の人数、世帯構成、避難所生活上の留意点等を把握するための被災災害時要援護者台帳を作成する。
- カ 健康状態、居住状況等について一人ひとり聞き取り調査を行い、今後の 生活支援方法を検討する。

#### (4) 調査内容

(例)

- ア 避難生活している場所
- イ 災害時要援護者の健康状態
- ウ 居住・同居家族・支援者等の状況
- エ 今後必要とされるサービス内容

#### (5) 確認後の対策

ア 区市町村の災害時要援護者対策本部(災害時要援護者対策課)は、二次 避難所(福祉避難所)の受入れ、社会福祉施設等への入所やホームヘルパ ー・ケアマネジャーの派遣等の必要な対応をとる。

# 図上訓練を通じて地域の危機意識を醸成(東大和市)

東大和市では、モデル地区における避難支援プラン(個別支援計画)の 策定に向け、自治会役員等の地域住民及び民生委員や地域包括支援センター等福祉関係者との図上訓練等を交えたワークショップを開催しました。 ワークショップでは、DIGと呼ばれる災害図上訓練や災害対応カードゲーム教材「クロスロード」を通じて、参加者の危機意識の醸成や地域特性の把握を促したほか、支え合いマップづくりを通じた支援者探しの擬似体験を行い、理解の向上を図りました。 イ 避難所や地域における住民による支援体制を整備する。

#### 【対象者別対応例】

#### ◇ 高齢者

施設入所、入院、ホームヘルパー・ケアマネジャーの派遣、緊急ケアセット・おかゆ等の支給、医師、保健師等の訪問指導、継続的な見守り等

◇ 障害者

施設入所、入院、ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具等の支給等

◇ 難病患者

医療機関への搬送、施設入所、医師、保健師等の訪問指導、訪問看護師、 ボランティア等の派遣

◇人工呼吸器使用者

医療機関への搬送、施設入所、医師、保健師等の訪問指導、訪問看護師、 ボランティア等の派遣

在宅で療養を継続する使用者については、電源の確保、介護者への支援など在宅療養が継続できる支援体制を整える。

(「東京都人工呼吸器使用者災害時支援指針」参照)。

◇ 乳幼児

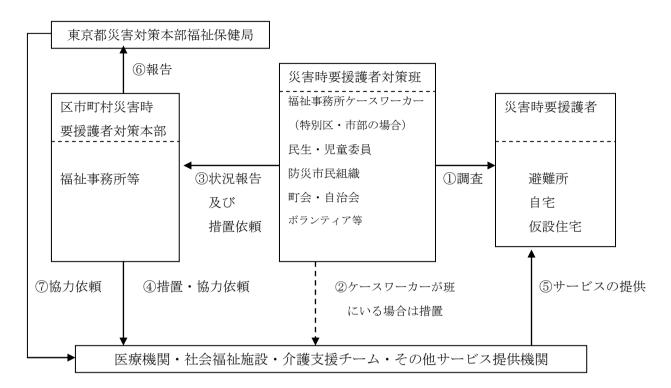
調製粉乳・哺乳瓶・離乳食・紙おむつ・幼児用肌着等育児用品の支給等

◇ 妊産婦

下着や着替えの提供、体調の異常を訴える者には医療機関と連携しての支援等

#### V 発災直後における対策

#### 【実熊調査概要図】



# 5 情報の提供

#### (1)情報の種類

#### ア 災害・避難情報

発災時については、災害の状況等の正確な情報が災害時要援護者に迅速 に伝わりにくいため、不安を招くとともに、誤った情報が伝わりやすくな るので、正確で迅速な情報提供に努める。

#### イ 生活関連情報

発災時に必要とされる情報としては、食料・水等の供給場所・時間に関する情報や安否に関する情報、被災状況に関する情報、避難所での注意事項等がある。避難所での掲示、防災放送、広報車、広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、ファックス通信、インターネット等の多様な手段を活用して情報を提供する。

また、地元FM局がある場合は活用を図っていく。

#### (2) 情報提供の方法

#### ア 避難所の災害時要援護者

(ア) 災害時要援護者が情報を遮断されないよう、また、災害時要援護者から情報が円滑に伝わるよう情報伝達方法を確立する。

- (イ) テレビ、ラジオ、特設電話、ファクシミリ、インターネットの端末等 を配備する。
- (ウ) 掲示板の貼紙や電光掲示板を活用する。
- (エ) 視覚障害者には、構内放送等音声情報、拡大文字による情報及び点字による情報を提供する。
- (オ) 聴覚障害者には、文字情報を掲示する。また、手話通訳のできる人を 配置する。
- (カ) ボランティアを派遣し、情報の伝達を図る。
- (キ) 各避難所の災害時要援護者班(受付) を利用する。

#### イ 在宅の災害時要援護者

- (ア) 広報車等により避難場所や避難所等の所在、被害状況及び予測される事態について周知する。
- (イ) 戸別訪問して情報を提供する。また、回覧板を活用する。
- (ウ) 視覚障害者には、音声情報、拡大文字による情報及び点字による情報 を提供する。
- (エ) 聴覚障害者や言語障害者には、掲示板、ファックス通信等を利用する。 また、手話通訳者や要約筆記者のボランティアの協力 を得る。

#### 【情報提供のためのチェックリスト (例)】

被災者全員に周知されているか
□ 避難所生活者に周知したか
□ 在宅生活者に周知したか
□ 災害時要援護者に配慮したか
数度にわたり周知したか
継続して広報しているか
複数の手段によって周知したか

VI 発災数日後からの対策

# VI 発災数日後からの対策

# 1 避難所・在宅生活支援の実施

#### (1) 避難所生活の支援

災害時要援護者には、避難所での生活は生活環境の急激な変化となるため、配慮が必要である。災害時要援護者にとって利用しやすい避難所にすることが求められる。

#### ア 災害時要援護者に配慮した生活環境の整備

- (ア)避難所の管理責任者は、被災災害時要援護者台帳の更新を行い、避難 所の被災世帯の構成やニーズの状況を把握する。
- (イ)避難所の設置に伴い、暑さ寒さ対策の実施、高齢者等へ配慮した食事 の提供、仮設トイレやポータブルトイレの配備、入浴の確保、プライバ シーの保護等生活環境を整備する。
- (ウ) 避難所では、室内温度の調節を適切に行う。
- (エ) 障害者向けのトイレや高齢者向けのポータブルトイレ等を用意する。
- (オ) 避難所のバリアフリー化に努める。バリアフリー化されていない施設 を避難所とする場合には、スロープ等の段差解消設備等を整備する。
- (カ) 避難所に災害時要援護者が静養できる空間を用意する。
- (キ)移動がしやすい場所や連絡がとりやすい場所に、災害時要援護者の居住空間を確保するとともに、カーテンや板等を用いて間仕切りを工夫する。
- (ク) ケアを行いやすくするためには、一般の避難住民とは別の居住空間を 確保した方がよい場合があるが、情報やコミュニティから隔離しないよ うにする。

#### 【対象者別対応例】

#### ◇ 高齢者

高齢者は、環境の変化に敏感なため、避難所での生活に順応するのが難しく、体調をくずしたりすることがあるので、よりきめ細やかな対応が必要となる。

- ・ 個々に間仕切りをするなど、プライバシーの確保に配慮する。
- ・ 避難所の個室と屋外の段差を解消し、移動しやすいようにする。
- 移動が困難な者に対し、杖や車イスを貸与する。
- ・ 居室とトイレを接近させる。
- ・ 居室の温度調整を行う。
- ・ 支援が必要な者に対してホームヘルパー・ケアマネジャー等を派遣する。
- ・ 徘徊の症状のある認知症の人については、行方不明にならないように 避難所の周りの人にも声をかけてもらうよう依頼する。

#### ◇視覚障害者

- ・白杖等の補装具又は日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理支給等 を行う。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に 設置するか順路に固定された壁状の仕切りや手すり等を設け、移動経 路上に障害物を置かず、移動が楽に行えるようにする。

#### ◇聴覚障害者·言語障害者

- ・補聴器等の補装具又は日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支 給等を行う。
- ・手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

#### ◇肢体不自由者

- ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレ、ベッド、椅子等を用意する。
- ・車いす等の補装具又は日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支 給等を行う。
- ・避難所を整備しても安全に利用できない方もいるため、より多くの介助者が必要となる場合がある。
- ◇内部障害者·難病患者、人工呼吸器使用者
- ・常時使用する医療機器(機器によっては、電気、酸素ボンベ等が必要。)、 日常生活用具(用具によっては、水、設備等が必要。)や薬を調達し、 支給する。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療を行う。

#### ◇知的障害者

・周りの状況や抽象的な表現の理解、未経験の出来事や状況の急な変化 への対応が困難な方が多くいるため、周囲とのトラブルが生じないよ うに配慮が必要である。

#### ◇乳幼児

- ・避難所の設置に伴い、乳幼児のためのベビーベッドを用意する。
- ・調製粉乳や哺乳瓶、おかゆ等の食事の内容について、乳幼児に配慮したものを用意する。
- ・授乳やおむつ交換の場所を確保する
- ・乳幼児の泣き声、行動に配慮するため、周囲への影響を配慮した空間 を確保する。
- 食品アレルギーに配慮する。

#### ◇妊産婦

安静・休息を要するため、横になれる場所を確保する。

#### イ 補装具・日常生活用具等の支給・貸与

- (ア) 災害時要援護者に対し、避難所における生活面での配慮のために補装 具、日常生活用具等の支給・貸与や、社会福祉施設等の利用相談等を 行う。
- (イ)避難所で生活していくために必要な介護用品や日用品等を、業者や社 会福祉施設等の関係機関と連携を図り、適切に供給する。

なお、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

- (ウ) 災害時要援護者に対する生活必需品の確保や支給方法を確立する。
- (エ)避難所生活が長期化する場合には、必要に応じて、更衣室、簡易シャワー、仮設風呂、簡易台所等の設備や、テレビ、ラジオ、エアコン、ストーブ、扇風機、洗濯機、乾燥機、畳、カーペット、網戸等の備品を配備する。

#### 【過去の大規模震災で役立った例】

車いす、ベッド、マット、紙おむつ、カイロ、杖、毛布、眼鏡、補聴器、生理用品、ほ乳びん、男女別簡易トイレ、ウェットティッシュ、化粧水等

#### ウ 災害時要援護者に配慮した食事の提供

高齢者には軟らかい食事の用意や、食事療法が必要な人への対応など、 災害時要援護者のニーズの違いに一定の配慮をした体制づくりを行う。 なお、避難所生活が長期化するに伴い、暖かい食事の提供、栄養面や献 立に対する配慮が求められる。

#### 【過去の大規模震災における避難住民からの要望例】

メニューが単調である、高齢者には塩分が多い、油っこい、野菜 不足、暖かい食事が欲しい、食事療法が必要な人には塩分やカリ ウムが多い食事は避ける等

#### エ 相談窓口の設置

避難所には、一般の避難住民のために総合的な相談窓口が設置されることとなるが、当該相談窓口で災害時要援護者特有の相談ニーズにも対応できる体制を整える。

なお、災害時要援護者専用の相談窓口を設置し、災害時要援護者対策班が中心となって運営することも一つの方法である。

#### オ 支援者の派遣

(ア) 災害時要援護者に応じた人材を確保し、避難所に派遣する。各々は、 災害時要援護者対策班の一員として活動し、情報は災害時要援護者対策 班が一元的に集約する。

また、医師や看護師等からなる医療班や防疫班、健康相談を行う保健 活動班等と連携を図り、きめ細かな支援を行う。

- (イ) 福祉事務所のケースワーカー、保健師、手話通訳者等を派遣し、避難 所生活を支援する。
- カ 地区医師会・医療機関等との連携

医療サービスの必要な災害時要援護者については、福祉事務所等と連絡をとり、医療救護の確保等の必要な措置を講ずる。このため、福祉事務所、地区医師会、医療機関、社会福祉施設等との連絡方法を定めておく。

#### 【対象者別対応例】

◇ 高齢者・障害者・難病患者・人工呼吸器使用者

避難所において、健康診断等を実施し、医療機関に通っていた高齢者や障害者、難病患者(特に透析患者)・人工呼吸器使用者については、担当医と連絡をとり診療や治療、与薬を行い、場合によっては、入院等の対応をする。

歯痛や義歯の不調等の場合には、食事の摂取にも影響するため、歯 科医療の必要性にも留意する。

- ◇ 乳幼児
  - ・医療機関との連携により検診を実施し、異常が見受けられる者は 入院等の対応をする。
  - ・児童相談所の一時保護の利用、施設入所等の措置をとる。
- ◇ 妊産婦
  - ・栄養食品を確保し、支給する。
  - ・医療機関との連携により健診を実施し、出産の兆候がある者や、異常が見受けられる者は入院等の対応をする。
  - ・希望するものに出産用品、新生児用品を提供する。

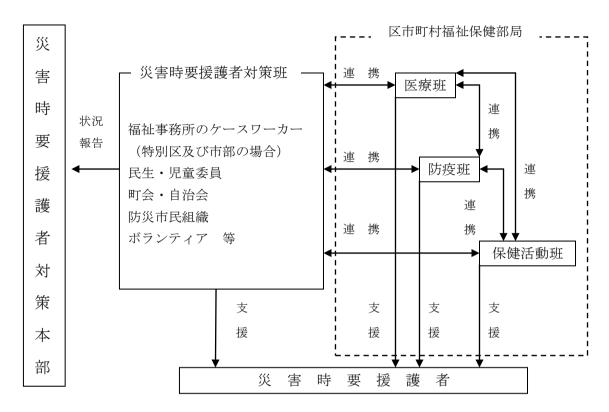
# 地域主導で進める支援の仕組みづくり(国立市)

国立市では、地域で暮らす災害時要援護者について、同じ地域の住民が把握し、発災時には安否確認や避難誘導を行う助け合いの仕組みづくりを進めています。

取組に当たっては、自治会員、自主防災組織員、民生・児童委員、赤十字奉仕団員、消防団員など、地域住民を中心とした「地区災害時要援護者支援協議会」を立ち上げ、発災時の実態に即し、地域主導での「手作り」の活動を主軸として進めてもらうことにしています。

そのため、市はあくまでも後方支援に徹し、名簿登録や個別計画の様式は雛形の提示のみに留めたり、あくまでも「自分たちの仕組みづくり」にこだわり、発災時に活躍が期待される地域の方々が、本事業に愛着を持って参加いただけるよう工夫しました。

#### 【避難所における相関関係モデル図】



#### キ 生活支援・福祉サービスの提供

避難所における生活が円滑に営まれるように、介護サービス、入浴サービス、保育サービス、学童保育、仮設児童館事業等の様々なサービスを提供する。

#### (2)在宅生活の支援

自宅で生活する災害時要援護者に対し、生活が困難にならないよう情報 を的確に伝達するとともに、必要な物資や福祉サービス等の提供を十分に 行う。

#### ア 安全の確認

在宅生活を可能にするためには、第一に住宅並びに居住者の安全の確認が重要である。

- (ア) 住宅の安全性の判定や応急的な補修に対する経済的支援等を実施する 場合には、高齢者や障害者等が生活する住宅を優先させる。
- (イ)一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の 自宅には緊急通報システムを設置して、急病等の緊急時に東京消防庁等 に通報できる仕組みを整備する。

#### イ 日常生活の支援

(ア) 災害時要援護者対策班による状況の把握及び支援 災害時要援護者対策班やその他の支援チームが定期的に自宅を訪問し

#### VI 発災数日後からの対策

て安否を確認し、関係機関と連携を図る。

(イ)情報サービスの提供

災害情報、知人の安否の確認の情報、生活関連の情報、福祉サービス・ 医療の情報等を、戸別訪問、情報紙等の戸別配布、広報車での巡回等多 様な方法により随時提供する。

(ウ) 見守りのネットワーク

地域住民やボランティアにより声かけを行い、精神的な不安を和らげ、 孤独感に陥らないように配慮する。

(エ) 生活支援・福祉サービスの提供

災害時要援護者対策班の実施した実態調査に基づき、関係機関と連携 し、援護の必要な者に対して、その態様に応じた適切な福祉サービスを 提供する。

ホームヘルプサービスの提供

被災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整備するため、 必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

阪神・淡路大震災においては、既存のホームヘルパーが多く被災し、ホームヘルパーの確保から取り組む必要があった。

・ 入浴サービスの提供

社会福祉協議会等と連携を図り、入浴の困難なねたきり高齢者等に対し、入浴サービスを実施する。

平常時において、デイサービスセンター等で実施している場合には、 対象者を拡大して実施することが望ましい。

- 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣外出・移動の困難な障害者等に対し、移動サービスの提供やガイドヘルパーの派遣を行う。
- ・ 配食サービス・日用品・補装具等の提供 在宅生活者に対しても遺漏のないよう、きめ細かなネットワークを形成して実施する。
- ・ 巡回訪問相談の実施 戸別訪問して各種の相談に応じ、生活支援を行う。
- ウ 保健・医療の提供

医師、看護師、保健師等が適宜巡回して健康状態の確認を行うとともに、 必要な医療ケアを行なうなど、障害の重度化や合併症の予防に努める。

# 2 二次避難所(福祉避難所)の設置・運営等

(1) 二次避難所(福祉避難所)の設置等

避難所や自宅で生活を継続していくことが困難で、特に配慮が必要な高齢者、障害者等に対して、入所施設等社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として活用し、介護等の必要なサービスを提供する。

#### ア 二次避難所(福祉避難所)の開設

区市町村があらかじめ指定していた社会福祉施設等の安全を確保すると ともに、介護サービス等の提供体制が整備され次第、早期に開設する。支 援内容の得意な分野をいかした二次避難所(福祉避難所)の活用も望まれ る。

また、個室を確保することで状態の安定が図れる災害時要援護者のためには、ホテル、旅館等の活用も有効である。

#### イ 対象者の選定

災害時要援護者対策班による災害時要援護者実態調査に基づき、福祉事務所等が二次避難所(福祉避難所)への入所が適当であると判断した者を順次入所させる。移送方法については、公共交通事業者や福祉移送業者等と移送に係る協力協定を締結しておく。

介護保険施設や医療機関等に入所・入院が必要な要援護者については、緊 急入所等により対応する。

#### ウ 災害時要援護者の他地区への移送

区市町村長は、当該区市町村の二次避難所(福祉避難所)に要援護者を受け入れることが困難で、他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地区 又は隣接県)への移送手段の調達が困難な場合にあたっては、都福祉保健 局へ要請する。

#### エ 介護・支援

二次避難所(福祉避難所)では、見守りや身辺のケア、生活支援等の総合的な保健福祉サービスを行うことを主眼としている。

介護などの専門職員や介護ボランティア等の協力を得て、マンパワーの 充実を図るほか、ベッド等の必要な資器材の確保に努める。

#### オ 医療機関との連携

医療機関等と十分連携を図り、患者等が発生した場合には、早急に医療機関に委ねる。必要に応じて、歯科医療機関等とも連絡をとる。

#### (2) 緊急一時入所の実施

避難所や在宅で生活を継続していくことが困難な災害時要援護者については、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、障害者入所施設、児童養護施設等の社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を講ずる。

緊急一時入所に当たっては、都及び被災区市町村が、協力協定等を締結している他の県市等に受入れの協力を求め、広域的に実施する。

#### (3) 家族(支援者)との入所

被災した災害時要援護者は、精神的に不安になることが多い。心の頼りとなる家族等の同伴による入所を検討する。

### 二次避難所図上訓練の実施(世田谷区)

世田谷区では、災害時に二次避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、区と協定施設との役割分担と相互連携の明確化を図ることを目的に、二次避難所図上演習を実施しています。

平成23年度には、障害者施設を対象に、被害想定や訓練シナリオを 事前に示し、参加者がそれに沿って被害状況の報告や二次避難所への受 け入れなどの対応を行うトレース型訓練を行いました。また、23年度 に明らかになった課題を踏まえ、24年度は、高齢者施設、障害者施設 それぞれで、条件付与や状況予測型の手法を取り入れた、さらに実践的 な演習を行いました。

演習後には、参加者の間で意見交換を行い、問題意識の共有や課題を 明確にすることで、二次避難所マニュアルの見直しや二次避難所開設・ 運営手順の改善等につなげています。

#### (4) デイサービス等の実施

避難所や在宅で災害時要援護者を抱えた家族にとっては、支援を行うことが心身ともに負担になる場合が考えられる。そこで、デイサービス等を可能な限り実施して、家族等の支援者の負担の軽減を図る。

#### (5) 保育室等の実施

#### ア 臨時保育室

保護者等が児童等を養育することが困難な場合には、児童養護施設や保育所等への緊急一時入所を実施するほか保育の需要が増大した地域等においては、避難所内等に臨時保育室を設置するなど、勤労者のために資するものとする。

#### イ 移動児童館・学童保育

児童等の不安は、遊び等を通して解消を図ることができる。避難所等に おいて児童館事業や学童保育事業を実施する。

#### ウ 里親制度等の活用

児童等のために里親委託等の措置を講ずる。

# 3 広域支援体制の整備

#### (1) 近隣他県市等への支援要請

都では、厚生労働省に協力を求めるとともに、「九都県市災害相互応援 に関する協定」、「21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する 覚書」等に基づき、社会福祉施設等への緊急一時入所や福祉系職員等の派 遺等を要請し、災害時要援護者の支援を行う。

#### (2) 区市町村相互間の支援

被災区市町村においては、あらかじめ支援協定等を締結していた他区市町村等に対して、社会福祉施設等への緊急一時入所や福祉系職員等の派遣等を要請し、災害時要援護者の支援を行う。

#### (3) 社会福祉施設等相互間の支援

社会福祉施設等は、社会福祉施設等相互間で締結していた協力協定等に 基づき、相互支援を実施する。

区市町村は、社会福祉施設等に対して、必要事項を報告させるとともに、 応援職員等の受入体制の整備を指示する。

# 4 相談体制の整備

#### (1) 相談窓口の設置

- ア 災害時要援護者にとって避難所の生活は、必要な機器が揃わないなど、 不便なものになりがちである。そこで、避難所生活で必要な、車いす、ポータブルトイレ、おむつ等の物資を調達するとともに、ホームヘルパーや 手話通訳者の派遣等人材の確保に努めるほか、災害時要援護者のニーズを 把握するための相談窓口を避難所内に設置する。また、相談ツールとして、 情報収集用のインターネットの端末を配備する。
  - イ 避難所において、福祉事務所のケースワーカー、医師、看護師、保健師、社会福祉士等のチームによる相談窓口を設置し、一人ひとりの現況とニーズの把握を行い、公的サービスのほか地域の社会的資源を活用した支援につなげるコーディネートを実施する。
- ウ 障害者関係団体等と協力し、連携を図り、相談体制やサービス提供体制 を確保する。

福祉事務所等に相談窓口を設けて、窓口には、手話通訳者やボランティアを置く。

- エ 福祉等に関する電話相談窓口を設ける。また、災害時要援護者専用電話や専用ファックスを設置して各種の相談に応じる。
- オ 乳幼児、児童に緊急に一時保護や施設入所が必要になった場合には、児童相談所を窓口として、児童相談所内での一時保護または施設入所をさせる。

#### (2) 巡回相談の実施

避難所や応急仮設住宅等で生活する災害時要援護者に対して、保健活動 班による巡回健康相談や訪問指導、社会福祉施設等職員で構成する介護支 援チームの派遣、入浴介助サービスの巡回事業等を行う。

#### (3) 相談結果の関係機関への連絡

#### Ⅵ 発災数日後からの対策

相談結果を区市町村、福祉事務所、地域包括支援センター等に連絡し、必要なサービスを提供する。

#### (4) メンタルヘルスケア対策の実施

- ア ASD (急性ストレス障害) やPTSD (心的外傷後ストレス障害)、病状の悪化等へ対応するため、区市町村は災害時要援護者対策班、保健活動班、保健所が結成する巡回精神相談チーム、精神保健福祉センター等と連携をとりながら、被災した災害時要援護者に対するメンタルヘルスケアを行う。
- イ 災害時要援護者が安心して暮らすことができるよう、専門家によって作成されたパンフレットの配布等により情報を提供する。
- ウ 相談窓口に来ない人又は来られない高齢者や障害者に対しては、巡回して声かけを行なう。
- エ 高齢者や障害者は、避難所等で孤独になりやすいので、周囲の人が声かけを行ったり、話し相手のボランティア等を派遣する。

### 5 避難住民組織の確立

避難所においては、既存の自治会等を基本とした、避難住民により構成される自治会を組織化し、避難所内における相互協力体制づくりを促す。

# 6 ボランティア・NPO等との連携

(1) 災害時要援護者対策班が把握した災害時要援護者のニーズの中から、ボランティア活動によって提供すべきサービスについては、東京ボランティア・市民活動センターや地域のボランティアセンター、NPO等に連絡し、調整の上、協力を要請する。

ボランティアやNPOの活動により把握した行政ニーズについては、区市町村の災害時要援護者対策本部が対応する。

ボランティアやNPOの活動と行政の役割を明確に区分し、両者の連携により災害時要援護者が必要とするサービスを提供する体制を整備する。

- (2) 区市町村には、ボランティアやNPOの関係団体等との情報交換や協議、ボランティアの受け入れや相談等のため、担当窓口を設置する。
- (3) ボランティアやNPOの活動に対するニーズは刻々と変化するため、 区市町村、社会福祉協議会、ボランティア関係団体等は、随時、ボラン ティア活動等のニーズを把握し、情報を相互に共有し、ボランティアや NPOに情報提供を行う。

# WI 復興期の対策

# Ⅲ 復興期の対策

# 1 くらしの復興

#### (1) くらしの復興の考え方

身体的、精神的なダメージや経済的な損失が大きい災害時要援護者に対して、新たな状況に応じ、安定した生活を送ることができるよう、各種の対策を推進する。

#### (2) 仮設診療所の設置

地域医療機関の再開が著しく遅れている地域や、大規模応急仮設住宅建設地等一時的な医療需要の増加がみられる地域に、仮設診療所を設置する。

#### (3) 地域見守りシステムの整備

ア 民生・児童委員、ボランティア等地域住民が中心となって在宅の災害時 要援護者に対する近隣の見守りのシステムがつくれるよう区市町村が支援 する。

イ 住み慣れた地域を離れ、応急仮設住宅に居住している高齢者等に、住民 による地域の声かけや助け合いを行い、また、ボランティア等が巡回訪問 することによって高齢者が孤独にならないようにする。

#### (4) 緊急涌報システム等の設置

応急仮設住宅に移った高齢者等が体調を崩した場合等に、直ちに救護できるように緊急通報システムを設置し、東京消防庁等に通報できるようにする。

#### (5)被災者生活再建支援金の支給等

被災者生活再建支援制度により、自立した生活の開始を支援するため生活必需品の購入経費を支給する。

また、生活援護資金の貸付や、災害見舞金及び義援金の支給、生活保護制度等の周知やその支給を行う。

#### (6) メンタルヘルスケア対策の実施

既存の相談機関等を活用するとともに、必要に応じ巡回精神相談チームを編成し、災害時要援護者に対する相談体制を整備する。たとえば、母子については区市町村の児童館等を活用した相談窓口を設け、関係機関と連携しながら、こころのケア対策を講ずる。

#### Ⅵ 復興期の対策

#### (7)健康管理の推進

保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班による巡回健康相談等を行う。

#### (8)総合相談所の設置

くらしの復興に関する広範囲な相談を同一の場所で受け付け、必要な情報を総合的かつ一元的に提供するため、災害時要援護者総合相談所を設置する。

### 2 住宅の復興

#### (1) 住宅の復興の考え方

住宅の復興は、災害時要援護者の生活安定のための前提であり、都市を 復興するための不可欠の要素である。「民間住宅の復興は、自助努力が基本」 という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。

震災発生後の暫定的なくらしの拠点を確保することを目的とした「応急的な住宅の確保」、恒久的な住宅の確保の支援を目的とした「自力再建への支援」、「公的住宅の供給」等の対策を実施する。

#### (2) 応急的な住宅の確保

#### ア 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設予定地を予め定めておく。災害救助法適用後においては、都が建設予定地の中から適地を選定して、応急仮設住宅を建設する。

#### イ 応急仮設住宅への入居

災害時要援護者の中には、避難所における生活が困難であり、緊急に応 急仮設住宅へ入居したり、二次避難所(福祉避難所)を利用する必要のあ る者が多数存在すると考えられる。

応急仮設住宅への入居者の選定を、都が定める選定基準に基づき行う。 その際、従前居住地からの距離や、応急仮設住宅団地内のソーシャルミックス(年齢や職業、世帯構成、所得水準などを異にする人々が同じ地域で ともに交流して暮らすこと。)に配慮しながら、災害時要援護者を優先する。

#### (3) 自力再建への支援

災害時要援護者による自力再建の原則を踏まえつつ、自力再建が促進されるよう、行政支援を行う。

例えば、住宅の取得、補修等のための資金融資あっせんや利子補給、住宅に関する総合的な相談窓口の設置や住宅情報の提供等である。

#### (4) 公的住宅の供給

自力再建が困難な災害時要援護者に対して、区市町村営住宅等の公的住宅を提供する。

# 3 施設・在宅サービスの再開

#### 【対象者別対応例】

#### ◇ 高齢者

- できるだけ早急に業務を再開し、各種サービスを提供する。
- ・ 社会福祉関係機関やボランティア団体等の援護も受け、精神的ケア を含めた巡回相談を実施する。

#### ◇ 視覚障害者

- ・定期的に福祉事務所職員等による巡回相談を実施する。
- ・希望に応じてガイドヘルパー等を派遣する。
- ◇ 聴覚障害者・言語障害者
  - ・定期的に福祉事務所職員による巡回相談を実施する。
  - ・定期的に手話のできる相談員の巡回相談を実施する。
- ◇ 肢体不自由者
  - ・定期的に福祉事務所職員等による巡回相談を実施する。
  - ・希望に応じて支援者等を派遣する。
  - ・廃用性の身体機能低下を防ぐため、医療機関等による巡回リハビリ等 を実施する。
- ◇ 内部障害者・難病患者・人工呼吸器使用者
  - ・医療機器・用品の支給・貸与を行う。
  - ・定期的に医療機関による巡回相談を実施する。
  - ・容態に応じて入院の措置をとる。

#### ◇ 知的障害者

- ・福祉事務所職員や相談員等による定期的な巡回相談を通じて見守り 活動を行なう。
- ・在宅の場合には、地域住民の協力を得るとともに、ホームヘルパー等 を派遣する。
- ・在宅生活が困難な場合には、地域の社会福祉施設を利用してトータル ケアを提供する。

#### ◇ 精神障害者

- ・定期的に福祉事務所の職員等による巡回相談を実施する。
- ・ホームヘルパーを派遣して、家事や生活習慣の回復のための支援を行う。
- ・再発の兆候が見られる場合には、関係医療機関へ連絡する。

#### ◇ 乳幼児

・施設の崩壊等により正常な保育が困難な場合には、仮設保育所や臨時 保育室の設置等を行う。

# ~災害の発生に備えて~ 東京都における障害者団体調査の結果



平成 24 年6月

東京都福祉保健局障害者施策推進部

# 目 次

1 はじめに ・・・ P	1
(1)発行の背景 ・・・ (2)本書の構成 ・・・	
2 障害者団体調査の概要	· · · P <b>Z</b>
3 障害者団体の意見(分	野別) · · · P 3
(団体の声②)障害特性を理 (団体の声③)災害時要援設 (団体の声④)二次(福祉) (団体の声⑤)障害者参加の (団体の声⑥)発生から避難 (団体の声⑦)避難所生活の	この協働を! ・・・ P3 理解してほしい ・・・ P4 護者を把握してほしい ・・・ P5 避難所を指定してほしい ・・・ P6 D避難訓練を実施してほしい ・・・ P6 進所までの間に必要な支援 ・・・ P7 D中で支援してほしい ・・・ P8 記慮をしてほしい ・・・ P9
資料	
(3) 区市町村の取組状況 況調査」) ・・・ P	平成 23 年 11 月 25 日策定)抜粋 ・・・ P 1 4 (東京都福祉保健局「災害時要援護者に関する取組り

# 1 はじめに

# (1)発行の背景

東日本大震災という未曾有の大災害により、各地に甚大な被害がもたらされ、都内においても様々な混乱が発生しました。

震災を契機にこれまでの防災対策の在り方が問われており、従来の対策を見直し、 東京の防災力を向上させる必要があります。障害者を含めた災害時要援護者対策 においても様々な課題が明らかになっています。

都は、平成 23 年 9 月に「東日本大震災における東京都の対応と教訓」をまとめ、さらに 11 月に「東京都防災対応指針」を策定し、現在、「東京都地域防災計画」の修正作業を行っているところです。

福祉保健局では、「東京都地域防災計画」の修正作業を進めていくに当たっては、当事者の意見を反映させていくことが重要であることから、平成23年10月、障害者団体に対し、災害時に必要な支援内容等について調査を実施しました。今回、都及び区市町村が、障害者が考える課題に対応していく一助となるよう、本冊子を発行して結果を公表するとともに、今年度予定されている「東京都地域防災計画」の修正に生かしていきます。

# (2) 本書の構成

障害者団体に実施しました調査結果を、障害者団体の意見として、分野別に8つにまとめました。また、その他の意見についても掲載しています。

なお、平成23年10月に区市町村に対して実施しました「災害時要援護者に関する取組状況調査」の結果も参考として、それぞれの内容に応じて抜粋して掲載しています。

最後に資料として、今後参考としていただきたい取組内容や関連通知等を紹介 していますので、区市町村における災害時要援護者対策に御活用いただければ幸 いです。

# 2 障害者団体調査の概要

# (東京都福祉保健局「災害時における障害者支援調査」)

# 調査の概要

#### (1)目的

災害時における障害者支援の在り方や障害者団体との連携の方策について、今後の都の取組の参考とするため。

#### (2)調查対象団体

26団体

(東京都障害者団体連絡協議会加盟団体等)

#### (3)回答状况

21団体

(東京都障害者団体連絡協議会加盟団体等)

#### (4)調査方法

調査対象団体に対し、郵送、メールにより調査票を送付 必要に応じ、ヒアリングを実施

御協力いただいた団体名 (50 音順)
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
社団法人 銀鈴会
社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
社団法人 東京都身体障害者団体連合会
社団法人 東京都聴覚障害者連盟
社団法人 東京都盲人福祉協会
社団法人 日本オストミー協会東京都協議会
社団法人 日本てんかん協会東京都支部
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会
東京視覚障害者協会
東京都患者同盟
東京都重症心身障害児(者)を守る会
東京都身障運転者協会
東京都精神障害者家族会連合会(東京つくし会)
東京頸髄損傷者連絡会
特定非営利活動法人 DPI日本会議
特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会
特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会
特定非営利活動法人 東京都自閉症協会
特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会
特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

# 3 障害者団体の意見(分野別)

# (団体の声①) 障害者団体との協働を!

# 意見

- 災害時に速やかに安否確認をするためには、自治体と関係機関との 連携が必須です。
- 当事者による身体の扱い指導や、障害特性を知ってもらう活動に対して協力可能です。
- 〇 防災計画修正時には当事者の意見を十分聞き、その内容を反映して ほしいです。
- 東京都や各区市町村とも意見交換会を行っていきたいです。

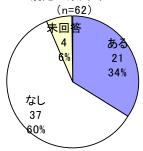
#### 【参考:区市町村の取組状況

東京都福祉保健局「区市町村における災害時要援護者に関する取組状況調査」抜粋】

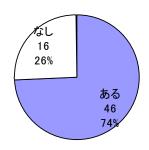
地域防災計画等の中に災害時要援護 者支援における行政機関等との協力に 関する規定はありますか(n=62)



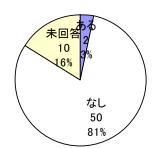
地域防災計画等に災害時要援護 者支援における民間団体との協力 規定はありますか



行政機関等との間で協力体制の 構築(名簿共有等)をしています か(n=62)



民間団体との間で協力体制を構築 していますか(n=62)



# (団体の声②) 障害特性を理解してほしい

# 意見

### 〇 内部障害者

一見、障害があるとはわかりませんが、障害特性を理解してほしい です。

\* 呼吸器障害

・階段を昇るのがつらく、早く歩けません。

・気温の変動に弱く、気温が下がると血流が悪く

なり酸欠を起こすことがあります。

\*人工透析患者 ・透析は週3回しないと生命にかかわるので、迅速

に対応してほしいです。

災害発生後、いつどこで人工透析が受けられるの

かがわかれば、患者側は安心します。

#### 〇 盲ろう者

障害の知名度が低いので、自治体、消防署、警察、自衛隊、医療機 関等、関係機関に事前に把握してほしいです。

〇 高次脳機能障害者

支援が必要にもかかわらず、病気に対する意識がないため、平然と 行動しがちです。

〇 知的障害者、自閉症者

ニーズが多様で個別的です。音、におい、温度の変化、情報過多な どでパニックを起こしやすいです。

〇 精神障害者

服薬を欠かすことができないことを知ってほしいです。

- 特殊な物品確保等をしてほしいです。
  - 大人用のサイズの紙オムツ
  - ミキサー食など摂食機能に障害のある方に適した食事
  - ・ストーマ(人工肛門・人工膀胱)用の装具
  - 抗てんかん薬等日頃服薬している医薬品

# (団体の声③) 災害時要援護者を把握してほしい

# 意見

- どこにどのような障害者がいるか、区市町村や消防署等に知っても らいたいです。
- 災害時要援護者情報は定期的に更新し、安否確認等に活用してほしいです。
- 〇 区市町村は、災害時要援護者(障害者)に関する情報を施設、作業 所、学校、障害者団体に提供し、協力協働で安否確認をする体制を作 っておいてほしいです。
- 近隣住民による安否確認、避難誘導などのネットワークを構築して ほしいです。
- 〇 障害があることを知られたくない人もいるので、配慮してほしいです。

【参考:区市町村の取組状況

東京都福祉保健局「区市町村における災害時要援護者に関する取組状況調査」抜粋】

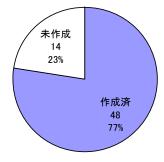
#### 【災害時要援護者名簿】

作成済48区市町村 未作成14区市町村

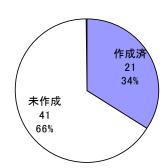
#### 【個別計画】

作成済21区市町村 未作成41区市町村

災害時要援護者名簿の作成状況



避難支援プラン(個別計画)作成状況



# (団体の声④) 二次(福祉)避難所を指定してほしい

# 意見

- 一般の避難所に避難することが困難な場合が多いため、二次(福祉) 避難所を設置してほしいです。
- 二次(福祉)避難所を周知徹底してほしいです。
- 周りに遠慮しながら長期間避難生活を送るのは難しいので、通所先 などを二次(福祉)避難所として使用できるようにしてほしいです。

#### 【参考 厚生労働省社会·援護局関係主管課長会議資料 抜粋】

都内の二次(福祉)避難所指定数

時点	区市町村数	指定済み	
HIJ /M	医明期外	JA CONTO	指定済の割合
平成 21 年 3 月 31 日	62	39	62. 9%
平成 22 年 3 月 31 日	62	46	74. 2%
平成 23 年 3 月 31 日	62	51	82. 3%

# (団体の声⑤) 障害者参加の避難訓練を実施してほしい

# 意見

〇 障害者が参加する防災訓練を実施し、避難支援方法を実際に確認してほしいです。

# (団体の声⑥) 発生から避難所までの間に必要な支援

# 意見

- O プライバシーを大切にしながら、早急に安否確認をしてほしいです。
- 障害者は障害の状況により情報入手や避難に時間がかかるので、優 先的に対応してほしいです。
- 〇 肢体不自由者
  - ・停電時には、エレベータが使用できず、マンションなどに住む肢体 不自由者の移動は困難となるので、優先的に支援してほしいです。
  - ・避難場所までの経路上にがれき等があると、車いす使用者は移動できないので、移動の支援をしてほしいです。
- 〇 内部障害者

吸引器や人工呼吸器等の医療機器の他、精製水等の薬品類、経管栄養剤、医薬品、オムツ類等の持ち出し品が多く、車等の移動手段が不可欠です。

- 視覚障害者・盲ろう者 視覚障害者や盲ろう者はひとりで移動できないので、配慮して誘導 してほしいです。
- 聴覚障害者聴覚障害者へは、避難情報など必要な情報を文字やコミュニケーションボード等により知らせてほしいです。
- 知的障害者・自閉症者 パニックを起こしたり、不安定な状況にある知的障害者や自閉症者 を保護してほしいです。

#### 【参考:区市町村の取組状況

東京都福祉保健局「区市町村における災害時要援護者に関する取組状況調査」抜粋】 災害発生時、要援護者に対してどのような支援を行うこととなっていますか。(複数回答)

(n=62•MA)

							( 0=,
	訪問による 安否確認	電話等によ る安否確認	FAXによ る安否確認		避難支援	その他	該当なし
回答数	46	26	8	6	32	16	7
割合	74. 2%	41. 9%	12. 9%	9. 7%	51.6%	25. 8%	11. 3%

# (団体の声⑦) 避難所生活の中で支援してほしい

# 意見

○ 障害者にとって、避難所での集団生活は心身に及ぼす負担が大きいので配慮してほしいです。

### 〇 肢体不自由者

- ・体温調整できない人がいるので空調の配慮をしてほしいです。(頸 髄損傷者等)
- バリアフリー化してほしいです。
- 車いす使用者用トイレの設置をしてほしいです。

#### 〇 内部障害者

- ・呼吸器等のための電源を確保してほしいです。
- ・食事療法が必要な疾患患者への対応してほしいです。(塩分やカリウムの多い食事は避けてほしいです。
- ・常時使用する医療機器のための電源を確保してほしいです。
- ・オストメイトの排泄には水が必要ですので確保してほしいです。(排泄物の処理、ストーマ装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる設備が必要です。)
- 〇 視覚障害者

移動や食事、情報提供等各場面での支援、配慮をしてほしいです。

〇 聴覚障害者

文字や手話等による適切な情報提供をしてほしいです。

- 〇 盲ろう者
  - ・移動や食事、情報提供等各場面での支援、配慮をしてほしいです。
  - ・盲ろう以外に重複して障害がある場合の精神的・医療的な対応をしてほしいです。

#### 〇 知的障害者

- 可能な限り普段どおりの生活の状況を確保をしてほしいです。
- 集団生活が困難なため、個室を設置してほしいです。
- ・聴覚に過敏 (赤ちゃんの泣き声や子どもの高い声) な人への配慮をしてほしいです。
- 未経験のことに適応できないことへの配慮をしてほしいです。

#### 〇 精神障害者

- ストレスにより、大声を出したり暴れたりすることへの配慮をしてほ しいです。
- ・服薬への配慮をしてほしいです。
- 精神疾患があることを知られたくないため、福祉的対応を求めやすい 窓口が必要です。

# (団体の声⑧) 情報提供の配慮をしてほしい

## 意見

- 障害者にとって必要な情報を提供してほしいです。
- 必要な情報は以下のものです。
  - ・ 道路情報 (被害状況、障害物の有無)、交通情報
  - ・公的機関等での補助電源、蓄電器等の整備状況
  - ・避難所の情報(障害者に配慮可能な避難所・福祉的対応を受けることが出来る避難所)
  - 医療機関に関する情報
    - \*内部障害者…災害時に人工透析が受けられる医療機関情報
    - \*精神障害者…抗てんかん薬等日頃服薬している医薬品を処方しても らえる医療機関情報
    - \*内部障害者(オストメイト)…ストーマ(人工肛門・人工膀胱)用装具の配布場所

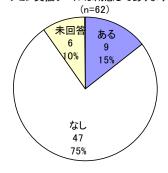
- 障害特性に応じた情報提供手段を確保してほしいです。
- 多くの障害者は一般の避難所では生活できないので、自宅など避難所以外にいる人に情報が適切に届くように、通信手段を確保してほしいです。

#### 【参考:区市町村の取組状況

東京都福祉保健局「区市町村における災害時要援護者に関する取組状況調査」抜粋】

〇避難所に用意しているコミュニケーションツール

避難所及び福祉避難所にコミュニケー ション支援ツールは用意してありますか



区市町村のうち避難所にコミュニケーションツールがないのは 75%

※ コミュニケーションツールの例 ホワイトボード、個人用拡声器、拡大読書器、 点字器など

#### ○災害時要援護者への情報媒体

(n=62MA)

防災無線	広報車両	地域 FM	各戸訪問	電話	FAX	メール	ホームページ	その他
54	41	8	9	14	5	31	38	17

## その他の意見

### 1 区市町村との協力体制

(1)(設問)区市町村と貴団体との間で協力協定を締結していますか。 はい…1団体(手話通訳派遣協定) いいえ…20団体

(2) (設問)震災後、区市町村と話し合いましたか。

はい…1団体 いいえ…20団体

(3) (設問)区市町村へは団体名簿を情報提供していますか。 はい…3団体(一部の区も含む。) いいえ…18団体

- (4)(設問)区市町村が行う災害時要援護者対策(安否確認、避難支援等) で、貴団体が区市町村に協力できることを教えてください。
  - 加盟団体を通じた会員の安否確認
  - ・会員に対する災害状況や支援状況の情報提供
  - ・ 避難支援のための通訳介助者の派遣
  - 障害特性を知ってもらう活動、防災計画への意見
  - 会員(障害者)の移送
  - ・ 頸髄損傷者による身体の扱い指導
  - オストメイトへの援助

# 2 自由意見

(設問)障害特性に鑑みて、行政に対して望むことを教えてください。

## <u>〇避難所</u>

- ・平時から重度障害者や高齢者等ケアが必要な人にも配慮できる避難所 整備(気持ちにゆとりがなくなりがちだが)
- ・十分な備蓄(介助者が移動するためのガソリン、医薬品、食糧等)
- ・避難場所から二次(福祉)避難所への移送体制の整備

## 

・各施設(障害者雇用をしている事業所、通所・入所施設、医療機関等)

#### での危機管理策の徹底

- ・「災害弱者防災行動マニュアルへの提言」(平成 11 年 3 月) を基にした総合的な対策
- 都と各区市町村、消防署と各区市町村防災所管部署と密接な連携
- 医療救護所の確保、人工透析を迅速に受けられる体制の強化
- ・当事者の意見を十分聞き、その内容を反映をした防災計画の修正
- ・都・区市町村・地域住民も含めたネットワークづくり
- ・愛の手帳やヘルプカードの一般市民への周知
- 携帯メールを利用した安否確認
- ・障害特性に応じた火災警報器の設置
- ・小規模な作業所等への食料・防災用品備蓄のための助成

## 〇その他

- 東日本大震災では、障害者のことはほとんど報道されず、忘れられた存在だった。
- 発災時に人工透析治療中であったが、当該医療機関自らが被災者であるにもかかわらず、スタッフが責任を持って対応してくれた。
- ・一部の自治体は、災害時要援護者名簿の提出を拒否したため、障害者の被災状況の把握に多大な労力を要した。
- ・ 避難所への所持品は各自必要最小限とすること
- ・ 区市町村の医療救護所を知っておくことが大切
- 住宅確保
- 仮設住宅等への優先入居
- ・ 高齢者・身体障害者の安全確保が優先で、自閉症者や知的障害者の 対応は遅れた。
- 団体でもヒヤリング等を行い、災害時支援について検討する。
- 当事者や当事者家族の緊急連絡網の作成が必要
- 都や各区市町村とも意見交換が必要
- 会員は名簿により安否確認できるが、団体に未加入者の対応について検討が必要

# 資料

# (1) 障害者団体の取組

障害者団体が独自で周囲に支援や自己の障害への理解を求めるカードや手帳、防災ハンドブック、障害理解のための冊子・ホームページを作成しているので紹介します。

#### カードや手帳

- 〇「緊急連絡カード」 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- 〇「クラッチホルダー」 社団法人日本てんかん協会東京都支部作成
- ○「いざという時に頼りになる ストーマ手帳」 社団法人日本オストミー協会
- 〇「災害手帳」 社団法人全国腎臓病協議会
- 〇「緊急時透析患者手帳(会員証)」 特定非営利活動法人東京腎臓病協議会
- 〇「バンダナ」 対団法人東京都聴覚障害者連盟

#### 防災ハンドブック、障害理解のための冊子

- ○「大震災に備えて ~いざという時に~ 障害をもつ人・家族のための震災時防災対策マニュアル」 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 (平成8年3月)
- ○「災害対応マニュアル てんかんのある人と家族・支援者のための防災ハンドブック」 社団法人日本てんかん協会 (平成21年3月31日)
- ○「知ってください 盲ろうについて」 特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会
- 〇「自閉症の人たちのための防災ハンドブック 支援をする方へ-」 社団法人日本自閉症協会(平成20年7月10日)
- ○「自閉症の人たちのための防災ハンドブック ー自閉症のあなたと家族の方へー」 社団法人日本自閉症協協会(平成 20 年 12 月 9 日)

この他、各団体のホームページでも障害特性について紹介されているのでご参照ください。

# (2)東京都防災対応指針(平成23年11月25日策定) 抜粋

# 8 住民、事業者等の防災力の向上

# 対策の方向性

災害時要援護者の保護など、発災時 に一人でも多くの人が助かるよう、 住民、事業者、ボランティアなど 個々の主体の防災力を向上

## これまでの実績

町会・自治会等と事業所 との応援協定の締結 延べ791件 (平成22年度まで)

# 主な対応策

災害時要援護者への対応	〇地域における体制整備、災害時要援護者情報 の共有化、防災訓練の実施等による災害時要 援護者対策の機能を向上
ボランティア活動の環境整備	〇ボランティアコーディネーターの育成、活動 環境の整備、活動支援に係る訓練の実施等に より、円滑なボランティア活動体制を構築
事業者の取組促進	〇地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、 事業所防災計画の作成促進等により、事業者 の防災力を向上
防災教育	〇総合的な防災教育の推進により、生涯にわた る自助・共助の精神を涵養

#### (1) 災害時要援護者への対応

#### 【課題】

今回の震災で身元が判明している死者のうち、60歳以上の方は、全体の60%以上 (平成23年版防災白書)となっており、高齢者の死者の割合が高い。また、災害 時要援護者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等)の安否確認を有効に行えた地域 もあれば、行えなかった地域もあった。

都内では、区市町村が実施主体として、民生委員等を活用した仕組みづくりを行ってきたが、今後、高齢者の増加等に伴い、災害時要援護者を支援する人材が不足する可能性も懸念されるところであり、民生委員、児童委員、町会、自治会、その他の関係団体等、地域が連携した取組を一層強化する必要がある。

今回の経験を踏まえて、区市町村における災害時要援護者対策や災害時要援護者 情報の共有化などが有効に機能するよう、区市町村を支援するとともに、平時から も発災に備え、災害時要援護者世帯の居住環境の安全化への取組を推進していく必 要がある。

#### 【対応】

災害時要援護者対策について、区市町村の現状や取組を改めて把握するとともに、 災害発生時に高齢者や障害者などの災害時要援護者が迅速かつ安全に避難できる よう、災害時要援護者名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者 や避難先など災害時要援護者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村 の取組に対する支援を継続して実施していく。また、区市町村の職員を対象に災害 時要援護者研修を継続して行うことにより、災害時要援護者対策強化の機運醸成を 図っていくとともに、障害者団体との連携の方策についても検討していく。

災害時要援護者を支援する人材の育成や人員を確保するため、災害時要援護者を 含めた防災訓練を推進し、普及啓発を図るとともに、二次(福祉)避難所の重要性 についても広く周知し、その設置・運営方法を習熟するなど、災害時要援護者に対 する地域対応力の強化を図る。

また、災害時要援護者情報の共有・管理・活用方策について、区市町村、関係機関と連携し、民生委員等を含め、情報共有を行えるよう地域の協力体制づくりを推進していく。あわせて、災害時要援護者の緊急メール通報システム等の機能強化を図るとともに、平時においても、防火防災診断等を通して、災害時要援護者の居住環境の安全化を図り、災害時における被害軽減を図っていく。

# (3) 区市町村の取組状況

〇目的

東日本大震災における対応を含めた、区市町村の災害時要援護者支援体制の現状を改めて把握することを目的として実施

〇調査実施期間

平成23年10月19日~11月4日 (平成23年10月1日時点で回答)

○回答

#### 問1 災害時要援護者の情報収集について

(1) 貴区市町村において、「災害時要援護者」の範囲はどのように定義されていますか。該当する対象者に〇をつけ、その範囲の考え方をご記入ください。(複数回答)

 $(n = 62 \cdot MA)$ 

						( 1.	1 -02 · MA)
	高齢者	障害者	難病患者	妊産婦	乳幼児	その他	設定無し
回答数	58	58	27	17	19	42	0
割合	93.5%	93.5%	43.5%	27.4%	30.6%	67.7%	0.0%

(2) 災害時要援護者名簿を整備していますか。(複数回答)

※整備方法の部分についてのみ、重複回答あり。

 $(n = 62 \cdot MA)$ 

			( 1.	
	していない	関係機関 共有方式	手上げ方式	同意方式
回答数	14	19	33	23
割合	22.6%	30.6%	53. 2%	37. 1%

(2-1) 関係機関共有方式による名簿作成に当たって、どの部署からどのような情報を収集しましたか。(複数回答)

 $(n = 19 \cdot MA)$ 

	介護保険	高齢者福 祉	障害者福 祉	国民健康 保険	戸籍・住 基	防災	その他
回答数	18	8	19	0	12	0	2
割合	94.7%	42.1%	100.0%	0.0%	63.2%	0.0%	10.5%

(2-2) 手上げ方式による名簿登録制度の周知はどのような方法でどの対象者に行いましたか。 (複数回答)

 $(n = 33 \cdot MA)$ 

		( I)	1-33 • MA)
	広報誌、 パンフ レット全 戸配布	特定の対 象者への 配布	その他
回答数	30	16	12
割合	90. 9%	48. 5%	36.4%

(2-3) 同意方式による名簿登録の意向確認は、誰がどのような方法でどの対象者に行いましたか。

 $(n = 23 \cdot MA)$ 

	(1.	1 -23 • MA)
	戸別訪問	その他
回答数	18	7
割合	78.3%	30.4%

(3)避難支援プラン(個別計画)は作成していますか。

(n = 62)

	実施して いない	全地域 で、全登 載者に実 施	全地域 で、一部 の登載者 に実施	一部の地 域で、全 登載者に 実施	一部の地 域で、一 部の対象 者に実施	その他
回答数割合	41	5	3	3	2	8
	66. 1%	8. 1%	4.8%	4.8%	3. 2%	12.9%

(4) 貴区市町村で把握している災害時要援護者数及び避難支援プラン(個別計画)作成済みの災害時要援護者数を、対象者の区分ごとにご記入ください。

※「把握している災害時要援護者数」については、双方の方式にて重複して把握している場合があり、また、高齢者・障害者の双方等、複数の区分でカウントしているケースがあり、合計は延べ人数である。

押握している災害時要援護者数

10年しているの音的女孩疫苗数							
	高齢者	障害者	難病患者	妊産婦	乳幼児	その他	合計
関係機関共有方式	90, 971	24, 061	1,971	0	0	15, 659	132, 662
手上げ・同意方式	68, 991	12,049	907	0	0	54, 080	136, 027

避難支援プラン (個別計画) 作成済の災害時要援護者数

	高齢者	障害者	難病患者	妊産婦	乳幼児	その他	合計
避難支援プラン(個別計画)	20, 692	4, 855	1, 993	0	0	12,816	40, 356

#### 問2 人工呼吸器使用者に関する情報の収集状況等について

(1) 人工呼吸器使用者に関する情報はどの程度把握していますか。(複数回答)

※「その他」のみ、ほかの選択肢との重複回答あり。

 $(n=62 \cdot MA)$ 

	把握していない	全て把握している	名簿登載 者は全 把握	名登(げ)ででいる。 (が)	名登(げ)出ばてへ時上同申あ握る	その他
回答数	26	3	1	1	11	27
割合	41.9%	4.8%	1.6%	1.6%	17.7%	43.5%

- (2) 人工呼吸器使用者について、どのように情報把握されましたか。
- ○身体障害者手帳、身体障害者(児)更生指導台帳の情報により把握した。
- ○難病医療機器貸与事業、重度心身障害児訪問看護事業利用者のうちで保健センターが状況把握。自立支援法居宅サービス事業利用者のうち、主に重度訪問介護を利用しているものを、福祉事務所が状況把握。個別支援プラン作成時に「緊急対応が必要な医療行為」及び「配慮が必要な病気や医療的な行為」の質問項目に記入していただき把握。
- ○難病医療費等助成制度申請時、人工呼吸器を装着されている方と面接することにより把握。在 宅人工呼吸器使用者の停電時に備えた東京電力への患者登録をされている方は登録申請時に把 握。保健師の地域活動の中から本人、家族、関係機関等の相談により情報を把握。
- ○小児慢性疾患・難病医療費助成申請書からの把握及び本人、関係機関等からの相談により把握 ○手上げ方式により名簿登録時に申し出があった場合

(3) 把握している人工呼吸器使用者について、避難支援プラン(個別計画)を作成していますか。

(n=36)

				(11-50)
	作成して いる	作成して いない	その他	未回答
回答数	1	24	5	6
割合	2.8%	66. 7%	13.9%	16. 7%

- (4) 管内の全ての人工呼吸器使用者について、情報把握ができていない理由はなんですか。
- ○訪問看護や難病申請等を利用していなければ把握できない。
- ○要援護者名簿への登録が手上げ方式であり、登録申込書でも必須記入項目ではないため。
- ○人工呼吸器使用者は、対象が難病患者・重症身体障害者・高齢者など多岐に渡っているため、本人からの相談がない限り把握することができない。また、関係部署の連携不足。中心となって対応する部署が決まっていない。
- ○身体障害者手帳には、人工呼吸器使用の有無の記載はない。また、人工呼吸器は医療機器であって、福祉で給付するものではないため。
- (5) 把握している人工呼吸器使用者について、東日本大震災時にどのような支援をしましたか。
- ○把握できた全員に対し、計画停電に備え、バッテリーの確認・東京電力への登録を促進。把握しきれなかった使用者がいた場合に備え、HPを使って相談窓口等の情報提供を行った。
- ○計画停電に向けた電源確保などの情報伝達(外部バッテリー・アンビュー等)
- ○東京電力登録者名簿、健康福祉センターが把握している患者、身体障害者手帳(呼吸器)1~ 4級所持者名簿から、電話連絡、訪問を行い、停電時の対応について、注意喚起を行った。
- ○震災後、災害全般のコールセンターを設置。計画停電の際の電力確保の相談が人工呼吸器使用 者等からあった場合、東電への問合せ先の紹介を行った。

#### 問3 災害時要援護者に対する支援体制について

(1) 災害発生時、要援護者に対してどのような支援を行うこととなっていますか。(複数回答)

 $(n = 62 \cdot MA)$ 

	訪問による安否確	電話等による安否	FAXによ る安否確	メールによる安否	避難支援	その他	該当なし
	認	確認	認	確認			
回答数	46	26	8	6	32	16	7
割合	74. 2%	41.9%	12.9%	9.7%	51.6%	25.8%	11.3%

- (2)上記(1)の支援は、誰が行うこととなっていますか。
- ○民生・児童委員○防災住民組織○消防○警察○当自治体の関係部署
- ○地域包括支援センター職員○民生委員○介護事業者○住民防災組織が主となり、職員も行う。

(3) 上記(1) の支援は、誰に対して行うこととなっていますか。(複数回答)

 $(n = 57 \cdot MA)$ 

	災害時要 援護者名 簿の登載 者全員	手上げ及 び同よる 式に 発登員 者全員	手び式登に希し援け意よ時援申要 とおり という かんしょう かんしょう かんしょう かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	避難支援 プ間別別 一個)の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	その他	特に決 まってい ない	未回答
回答数	19	19	6	5	12	4	1
割合	33.3%	33.3%	10.5%	8.8%	21.1%	7.0%	1.8%

(4)上記(3)の対象者は、問1(1)で定めている災害時要援護者全員を網羅していますか。

(n = 57)

			(n-51)
	網羅して	網羅して	未回答
	いる	いない	
回答数	28	24	5
割合	49.1%	42.1%	8.8%

(5) 上記(1) の支援を実施するか否かの判断基準(震度など) は決まっていますか。

(n = 57)

	決まって いない	決まって いる	未回答
回答数	36	14	7
割合	63. 2%	24.6%	12.3%

(6) 東日本大震災に起因して、要援護者に対して実際に何らかの支援を実施しましたか。 (複数回答)

 $(n = 62 \cdot MA)$ 

								(n-62 • MA)
	安否確認	安否確認	安否確認	安否確認	避難支援	その他	該当なし	未回答
	(訪問)	(電話連	(FA	(メー				
		絡)	X)	ル)				
回答数	32	26	2	2	1	7	21	2
割合	51.6%	41.9%	3. 2%	3. 2%	1.6%	11.3%	33. 9%	3.2%

(7)上記(6)の支援は、誰が実際に支援者となりましたか。

- ○当自治体と災害時要援護者の支援に関する協定を締結している地域団体において事前に定めた 支援者、地域包括支援センター、配食サービス事業者
- ○自主防を中心に、民生委員、見守りサポート協力員等が協力して行った。
- ○民生委員・児童委員・地域包括支援センター職員
- ○自主防災組織 在宅難病患者訪問看護師

#### (8) 上記(6) の支援は、誰に対して行われましたか。

(n = 42)災害時要 手上げ及 手上げ及 避難支援 その他 未回答 援護者名 び同意方 び同意方 プラン 簿の登載 式による 式による (個別計 者全員 名簿登録 登録時 画) 作成 者全員 に、支援済の要援 希望を申 護者 し出た要 援護者 回答数 5

#### (9) 上記(6) の支援はどのような流れで開始されましたか。(複数回答)

7.1%

2.4%

59.5%

11.9%

 $(n = 42 \cdot MA)$ その他 未回答 主管課か 支援者の 支援者の ら支援者 問合せに 個々の判 への指示 基づく主 断 管課の判 絥 回答数 13 26 4.8% 割合 31.0% 61.9% 19.0%

11.9%

7.1%

割合

#### (10) 東日本大震災における対応を振り返って、うまくいった点はなんですか。

- ○平日昼間の職員勤務中の災害であり、円滑に要援護者支援体制を敷くことができた。
- ○各障害者施設で利用者の保護、保護者への引渡し等を適切に行い、大きな混乱も無かった。
- ○22年度にモデル事業を実施した団体においては、避難支援プラン(個別計画)の作成や、要援護者宅への安否確認訓練等を経験していたため、今回の対応も円滑に行われた。
- ○民生・児童委員による個別支援プラン作成や研修などを通じて災害時の支援について理解を深めてきたことで一定程度の協力が得られた。
- ○マニュアル通りに行かない部分もあったが、登録者全員の安否確認をすることができた。
- ○日頃からの見守り活動の延長として、安否確認を行うことができた。

#### (11) 東日本大震災における対応を振り返って、どのような課題がありましたか。

- ○個別支援プラン等が未策定のため、具体的な対応を行うことができなかった。
- 震度いくつ以上で安否確認をする、という取り決めがなかったため、震度 5 弱で被害が少なかったこともあり、安否確認するかどうか、住民は判断に迷った。
- ○重度障害者の避難場所の確保が困難であった。
- ○二次避難所(福祉避難所)のあり方。
- ○支援者がバラバラに動いていたので、横の連携(地域包括支援センターと民生委員、町会)が とれるよう連携方法を話し合う必要がある。
- ○即座に使用できる名簿の管理方法
- ○要援護者受入に係る種別に応じた避難所での必要な配慮
- ○情報、物資等のニーズ把握及び配布といった生活支援
- ○行政情報による全要援護者台帳を本庁舎だけに保管しておいても機能しないのではないか。個人情報保護条例の対象外となる大災害時を想定し、円滑かつ迅速に消防・警察・自衛隊等に情報提供できるよう、地域ごとに在住の要援護者台帳を整備しておく必要があると感じた。

(12) 東日本大震災の教訓から、要援護者支援体制の見直しを行う予定はありますか。

(n = 62)

							(11 01)
		今後見直 し予定	今後検討 (見直し 中含む)	予定なし	見直し済	その他	未回答
回答数	汝	15	24	2	2	1	18
割合		24. 2%	38. 7%	3.2%	3.2%	1.6%	29.0%

#### 問4 避難所の指定・整備状況及び円滑な避難のための取組について

(1) 避難所及び福祉避難所 (二次避難所) はどの程度耐震化されていますか。

		避難所		福祉避難所			
	指定箇所 数	官箇所 耐震化済 未耐		指定箇所 数			
回答数	2, 789	2, 487	277	858	638	151	
割合	_	89. 2%	9.9%		74.4%	17.6%	

(2) 福祉避難所のうち、特に要援護者に配慮した避難所があれば教えてください。

- ○特別養護老人ホーム:経管栄養の投与可、自家発電装置有り
- ○社会福祉法人立特別養護老人ホーム、公立特別養護老人ホーム:医療機器用のバッテリーが確保されている。
- ○特別養護老人ホーム、知的障害者入所施設:小型発電機、かまどセット、応急救護セットなど 約60品目を設置
- ○特別養護老人ホーム:各施設に要援護者受入れ用の担架ベッド50台、毛布100枚を区が配備
- ○障害者通所施設:バリアフリー、誰でもトイレ設備、重度の身体、知的障害者であっても対応できるスタッフあり。
- (3) 避難所及び福祉避難所に、コミュニケーション支援ツールは用意してありますか。

(n = 62)

			(11 02)
	ある	なし	未回答
回答数	9	47	6
割合	14.5%	75.8%	9. 7%

- ○ホワイトボード、筆記用具
- ○要援護者ネームケースセット
- ○骨伝導式のコミュニケーションツール、耳元に近づけて使用する個人用拡声器
- ○拡大読書器、点字器
- (4)災害時要援護者への災害情報(避難勧告等)の発信はどのような媒体で行っていますか。(複数回答)

 $(n = 62 \cdot MA)$ 

								( 11	. 00 1111/
	防災無線	広報車両	地域FM	各戸訪問	電話	FAX	メール	ホームペー	その他
								ジ	
回答数	54	41	8	9	14	5	31	38	17
割合	87.1%	66.1%	12.9%	14.5%	22.6%	8.1%	50.0%	61.3%	27.4%

#### 問5 災害時要援護者支援における行政機関等との連携について

(1)地域防災計画や避難支援プラン(全体計画)等の中に、災害時要援護者支援における、行政機関等の関係機関(以下「関係機関)という。種別は問5(2)に列挙。)との協力に関する規定はありますか。

		(n = 62)
	ある	なし
回答数	38	24
割合	61.3%	38.7%

(2) 関係機関との間で、協力体制の構築(要援護者名簿の共有など)をしていますか。

※「している」については、関係機関ごとに下表に回答。

		(n = 62)
	している	していない
回答数	46	16
割合	74. 2%	25.8%

	協力先の	名簿の共有			
	該当	該当	, , ,	タイミング	
			平常時	緊急時	
民生・児童委員	38	38	35	25	
地域包括支援センター	12	10	10	7	
保健所、保健センター	5	2	1	1	
警察署	32	32	30	20	
消防署	39	39	35	25	
消防団	18	18	16	13	
自主防災組織	20	20	19	14	
町内会・自治会	22	20	19	11	
社会福祉協議会	15	11	11	8	
その他	6	6	6	3	

(3) 関係機関との連携において、関係機関に対して望むことはなんですか。

○町会・自治会等に対して、名簿の管理(個人情報保護)の徹底

○自主防災組織等が発災時支援を行うが、マンパワーの充実(若い担い手)。

○災害時に、地域のネットワークを活かして、要援護者に対して安否確認・避難援助等が迅速にできるよう、普段から地域の見守りの拠点との連携を密に図ってもらうこと。

○発災時の安否確認及び避難支援を担う民生委員、住民防災組織の方には、担当する要援護者との平常時からの関係づくりを行ってほしい。併せて、災害への備えについて、啓発を行ってほしい。

○自治町会に対して、災害発生時には防災関係機関による公助は態勢等が整うまで時間がかかる ため、初動の安否確認、避難等については、自治町会で行うことを考えてもらいたい。

○それぞれの機関において、平常時からの要援護者の所在の把握。また、実際に安否確認や避難 支援を行う機関においては、役割分担をあらかじめ決めておいてほしい。

#### 問6 災害時要援護者支援における民間団体との協力体制について

(1)地域防災計画や避難支援プラン(全体計画)等の中に、災害時要援護者支援における民間団体との協力に関する規定はありますか。

				(n = 62)
		ある	なし	未回答
Ī	回答数	21	37	4
挂	割合	33. 9%	59. 7%	6.5%

(2) 民間団体との間で、要援護者名簿の共有・協定の締結等、協力体制を構築していますか。 ※「ある」については、関係機関ごとに下表に回答。

			(n=62)						(n=62)
名簿の共有	ある	なし	未回答	協定の締結数	3機関	2機関	1機関	なし	未回答
回答数	1	51	10	回答数	1	0	2	49	10
割合	1.6%	82.3%	16.1%	割合	3.2%	80.6%	3.2%	79.0%	16.1%

関係機関別	名簿の共有	協定の締結(避難 所設置に関する ものを除く)
福祉施設	1	1
医療機関等	0	1
高齢者関係団体	0	0
障害者関係団体	0	1
難病関係団体	0	0
宅配事業者	0	0
東京電力株式会社	0	0
その他	0	2

- (3) 東日本大震災のように行政機能が機能しないほどの災害が発生し、他自治体域で活動する民間 団体等(事前の協定締結なし)から安否確認のために災害時要援護者名簿の開示依頼があった場合、 どのような対応をとることになりますか。
- ○個人情報保護条例に、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」には、保有個人情報を区の機関以外のものに提供することができる、との条文の規定を適用し、必要な範囲で提供は可能である。
- ○他自治体地域で活動している民間団体であれば、安否確認のみの目的に限定して名簿を開示することは考えられるが、当自治体が被災している中では判断や実際の事務作業が難しいため、開示は難しいと考える。
- ○当該民間団体のこれまでの実績等による信頼性、公益性などを踏まえ、適正と判断された場合、個人情報の取扱いについて協定や覚書にを結び、提供する。
- ○災害時要援護者の安否確認については、防災住民組織、消防、警察が中心となって行うことを 想定しているので、協定締結をしていない民間団体に名簿を開示することはない。
- (4) 災害時要援護者支援における民間団体との協力について、意見があればお聞かせください。
- ○災害時要援護者の人口が増加傾向にある一方で、民生・児童委員や町会の役員等の高齢などもあり、災害時における十分な支援は困難であるため、民間事業者、民間団体、障害者施設などとの連携が不可欠と考えている。今後、円滑な支援が出来るよう検討をしていく。
- ○災害は平常時の延長に起こるという視点から、要援護者と平常時から係わりのある、ケアマネージャー、居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供者との連携が重要であると考える。顔の見える平常時のネットワークを災害時に活用できるよう、平常時から連携を図っていきたい。
- ○町会、自治会、未組織地域があり、また、組織されていても、未加入者が増大している。民間団体も含めた、さまざまな関係機関と協働していくことは不可欠である。
- ○要援護者の個人情報については、非常にコアな情報が含まれているため、個人情報保護の面から取り扱いが非常に難しくなっている。そのため、現状では要綱で定められた関係機関のみでの対応を考えている。
- ○実際に支援をする民間団体が災害時要援護者支援名簿を受け取ってくれるよう災害時要援護者 支援事業の趣旨を理解してもうらうのに苦労がある。

#### 問7 その他の質問

- (1) 貴区市町村において、上記以外で災害時要援護者支援の取組があれば教えてください。
- ○消防、警察、防災住民組織、社会福祉協議会などの関係団体との連絡会の開催。
- ○特別養護老人ホームでの要援護者受入れ訓練。
- ○本人・家族向けの災害時対応マニュアルの作成
- ○地域の支援者(町会・民生委員)向けの要援護者支援活動の手引き・ガイドライン(『災害時要援護者支援の進め方』)の作成
- ○名簿登載者へ救急医療情報キットの配布
- ○本人、家族向けの災害時対応マニュアルの作成と配布
- (2) ADL(日常生活動作)や障害の程度など、災害時要援護者の特性に応じた安否確認や避難支援について、特別に講じている支援策があれば教えてください。
- ○災害時要援護者避難誘導ワークショップなどの機会に、車イスやリヤカーでの搬送訓練を行っている。
- ○地域防災計画及びそれに基づく避難支援プランにより、障害者等の災害時要援護者の特性に応じた、避難に関する情報伝達や安否確認、避難誘導等避難支援体制の確立を図っている。
- ○町会・自治会や自主防災組織、福祉関係者等と連携し、災害時要援護者の避難計画の作成や定期的な避難訓練の実施等、支援体制の充実を図っている。
- ○今後、整備が完了した台帳をもとに災害時要援護者の特性に応じた安否確認や避難支援を考えていく。
- ○総合防災訓練で災害時要援護者参加の避難支援訓練を実施している。

# (4) 要援護者関連通知・手引等 一覧

#### 関連通知

- ○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(平成 19年8月10日付 雇児総発第 0810003号/雇児育発第 0810001号/社援総発第 0810001号/対援地発第 0810001号/障企発第 0810002号/老総発第 0810001号)
- 〇災害時要援護者の避難支援対策の推進について(平成 19年 12月 18日付 府政防第 885号/消防災第 421号/社援総発第 1218001号/ 国河防第 563号)

#### 東京都が発行しているもの

- ○『社会福祉施設における地震防災の手引』(改訂版) 東京都福祉局(平成9年3月)
- ○『災害弱者防災行動マニュアルへの提言 障害者およびその家族などのために』 東京都障害者震災対策検討委員会(平成11年3月)
- 〇『東京都地域防災計画(平成 19 年修正)』 東京都防災会議(平成 19 年 5 月)※
- 〇『災害時要援護者への災害対策推進のための指針』『災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針』 東京都福祉保健局(平成19年6月)※
- ○『避難所管理運営の指針(区市町村向け)』(平成19年度改訂版) 東京都福祉保健局(平成20年3月)※
- ○『災害時要援護者の安全確保のために 避難支援プラン作成に向けて』 東京都福祉保健局(平成21年3月)
- ○『東京都防災対応指針』東京都総務局(平成23年11月)※
- 〇リーフレット『障害の理解のために』(肢体、聴覚、視覚、内部、高次脳機能、知的、精神) 東京都心身障害者福祉センター ※

#### それ以外の機関が発行しているもの

- ○『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』 災害時要援護者の避難対策に関する検討会(平成 18 年 3 月)※
- 〇『災害時要援護者対策の進め方について 〜避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例〜』 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会(平成19年3月)※
- 〇『福祉避難所設置・運営に関するガイドライン』 日本赤十字社(平成20年6月)※
- ○『災害時の発達障害児・者支援について』 発達障害情報・支援センター※
- 〇『知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック』 国土交通省総合政策局安心生活政策課 ※
- ※各ホームページに掲載があります。

## 平成 24 年6月発行

災害の発生に備えて 東京都における障害者団体調査の結果

> 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階中央

電 話: 03-5320-4144 FAX: 03-5388-1407

メールアドレス: S0000230@section.metro.tokyo.jp